

第2回 社会保険未加入対策推進協議会

議 事 次 第

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

日 時：平成24年10月31日(水)14:00～16:00

会 場：国土交通省 10階 共用会議室A

1. 開会

2. 議事

- (1)保険加入促進計画について
- (2)見積時の法定福利費の内訳明示に係る標準見積書案及び活用の進め方について
- (3)保険加入促進計画及び標準見積書案に係る申し合わせについて
- (4)その他

3. 閉会

【配布資料】

- 資料1 保険加入促進計画及び標準見積書案の提出状況
- 資料2 各団体が作成した保険加入促進計画
- 資料3 各団体が作成した標準見積書案
- 資料4 標準見積書案の活用の進め方について
- 資料5 保険加入促進計画及び標準見積書案に係る申し合わせ案
- 資料6 建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み(改訂)
- 資料7 建設業社会保険未加入問題Q&A
- 資料8 監督処分基準の改訂
- 資料9 民間発注者に対する法定福利費の確保に係る通知
- 資料10 総合工事業団体に対する法定福利費の確保に係る通知

第2回 社会保険未加入対策推進協議会（概要）

1. 開催日時等

平成24年10月31日（水）14：00～15：35

於 合同庁舎3号館10階共用会議室

2. 参加者

蟹澤教授（会長、芝浦工業大学）、水町教授（会長代行、東京大学）、建設業者団体75団体、その他関係団体14団体、厚生労働省職業安定局、同省労働基準局、同省年金局、同省保険局、国土交通省土地・建設産業局 等

3. 議事概要

（1）社会保険加入促進計画について

各団体から提出された59団体分の社会保険加入促進計画について、取りまとめ（この他11団体が検討中）。各団体の参考となる取り組みを事務局から紹介。[資料1・2]

（2）見積時の法定福利費の内訳明示に係る標準見積書案及び活用の進め方について

○各団体から提出された32団体分の標準見積書案等について、取りまとめ（この他28団体が検討中）。[資料1・3]

○標準見積書の活用を進めるに当たり、以下の事項を確認。[資料4]

- ・標準見積書を活用する中で生じる課題について、各団体や国交省において収集・整理し、社会保険未加入対策推進WGにおいて対応方針を検討する。
- ・「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」（平成5年建設生産システム合理化推進協議会申合せ）を改訂し、見積時の法定福利費の明示等を盛り込む。
- ・標準見積書を活用した法定福利費の確保に向け、専門工事業者団体において、傘下企業に対し標準見積書を活用した見積もりの周知徹底、総合工事業者団体に対する専門工事業者団体が作成した標準見積書の活用と必要な経費確保の要請、必要に応じた標準見積書の改善等に取り組む。
- ・総合工事業者団体においては、法定福利費を含む適正な金額による見積の実施・請負契約の締結など民間発注者への法定福利費確保の働きかけ、専門工事業者が作成する標準見積書を用いた見積もりの傘下企業に対する周知徹底、傘下企業に周知徹底を行った旨の専門工事業者団体への情報提供等に取り組む。
- ・国土交通省においては、上記の取組が円滑に進むよう、団体に対して働きかける。

（3）保険加入促進計画及び標準見積書案に係る申し合わせについて

各団体における社会保険加入促進計画の着実な実行や、法定福利費の確保に向けた標準見積書の活用を関係者が協力して進めることを確認するため、「法定福利費の内訳明示に係る標準見積書及び社会保険加入促進計画を活用した保険未加入対策の更なる推進について」を協議会として申し合わせた。[資料5]

（4）その他

建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み（改訂版）や、建設業社会保険未加入問題Q&A、監督処分基準の改訂、民間発注者総合工事業団体に対する法定福利費の確保に係る通知を事務局から紹介。[資料6～10]

（5）意見の概要

意見交換において以下のような意見があった。

- 10月に入ってから、地方も含めて、保険未加入問題に取り組もうという雰囲気になった。これから、標準見積書を活用した法定福利費の明示など、全てを周知せねばならないが、時間がかかることを知っておいて欲しい。（（社）全国鉄筋工事業協会）
- ゼネコンがダンピング受注をやめない限り、他の経費が削減されるという不安は払しょくできない。元請から十分な経費を支払われなければ、未加入の下請を排除することは困難。ダンピング受注が全ての原因であることから、現場諸経費や本社経費を適切に計上するといった対策が必要ではないか。今後、国土交通省から地方公共団体、民間発注者へ働きかけるとしているが、文書だけでなく、具体的行動が必要。過当競争を繰り返している現状では、書き換えや指値要求に立ち向かえない。（（社）全国鉄筋工事業協会）
- 国土交通省直轄土木工事においては現場管理費率式の見直しが行われたが、建築工事についても是非進めてほしい。（（社）全国鉄筋工事業協会）
- 未加入の下請企業を元請が指導していない場合法令上の規制がないと実行性が無いのではないかと。（（社）全国鉄筋工事業協会）
- 協議会に参加していない企業や、建設業の許可を受けていない企業への対応方針を示してほしい。（（社）全国鉄筋工事業協会）
- 未加入者の排除が先行して進んでいる現場がある。標準見積書を使用して法定福利費を明示しようとした業者が、出入禁止になった例もあるので、元請においてははっきりした伝達が必要。（（社）全国鉄筋工事業協会）
- 個別企業が日空衛の試行に参加するためにも、標準見積書の活用については、業界全体で足並みをそろえてほしい。いわゆる「元請団体」を含め、標準見積書案をまだ作成していない団体には、速やかに作成するよう指導すべき。いわゆる「元請団体」や、今後検討中としている団体等について、作成状況を協議会メンバーに適時共有してほしい。（（一社）日本空調衛生工事業協会）

標準見積書を検討中の専門工事業団体においては、速やかに検討を進め年内目途で提出して欲しい。作成状況は適時提供する。（国土交通省）

- 元請として発注者と契約を締結する際には、法定福利費の内訳を明示する必要があるのか。また、標準見積書については試行してから本格導入するとあったが、更に、団体に参加していない企業は標準見積書を活用しなくてもよいのか、改訂としている指針には、団体に加入していない者等も標準見積書を活用するように位置付けられるのか。（（一社）日本空調衛生工事業協会）

元請として発注者と契約を締結する際にも、法定福利費を確保していくことが必要。試行と本格導入というように取って替わらずに、標準見積書をブラッシュアップしながら進めて行く方針。また、標準見積書を使用するかどうかは、最終的には個別企業の判断だが、標準見積書の活用で法定福利費を確保しやすく

なる、自社の経営事情の分析・把握にもつながるなどの効果が生まれる。標準見積書案については団体等のホームページで公表するので、団体に参加していない事業者においても参考にして頂きたい。(国土交通省)

- 保険未加入対策は、業界が一体となって実施することが大前提だが、専門工事業者や発注者等にも、その認識が薄い者がまだまだいる。保険未加入対策を進める上では、まず、工事の平準化が必要。塗装工事は仕上げの中でも最終段階に位置しており、急な増員や仕様の変更がどうしても発生する。技能労働者を社員化する上でも、工事の平準化を通じて、安定雇用できるような環境を作って欲しい。また、保険に加入するに当たって我々にインセンティブがあるとありがたい。今後、様々な課題が出てくると思うが、「やるんだ」という決意の下で進めると決めている。課題はひとつひとつ、皆で一緒に解決していきたい。((一社)日本塗装工業会)
- 今後の未加入者に対する指導監督については、業の許可を持っている主体への厳しい対応の他、許可を持っていない主体へはどうサンクションを与えるか、元請や発注者も含めて、全体としてバランスの取れたものにしていくことを検討して欲しい。また、労働者か請負かの判断について、分かりやすい事例を示した素材を今後作成する予定とのことだが、取り組みは明日(11月1日)から開始してしまうのに、今後作成していたのでは遅いのではないか。(協議会会長代行 水町教授)
- 取組を進めるに当たっては、労働基準局など厚生労働省とも連携する必要がある。また、例えば不法に伐採された木材は使っていないということの確認が、その企業の社会的道義として当たり前となっているように、法令遵守は発注者に対してアピールできる材料になるはず。優良な事業者に対する表彰など、法令を遵守し、労働者を守るという取組を進めていることを、業界としてアピールすることも大切。今後、様々な課題が出てくると思うが、具体的なアクションがあるからこそ生まれる課題でもある。国の支援をいただきながら、全体で取り組み、解決していきたい。(協議会会長 蟹澤教授)(以上)

第3回 社会保険未加入対策推進協議会

議 事 次 第

日 時:平成 25 年 9 月 26 日(木)13:30～15:00

会 場:霞が関ビル 33 階セミナールーム BC

1. 開会

2. 議事

- (1)加入促進計画のフォローアップについて
- (2)標準見積書に関する各団体の取組状況について
- (3)公共建築工事見積標準書式の改定について
- (4)標準見積書に関する今後の取組方針について
- (5)社会保険未加入問題への行政の取組について
- (6)申し合わせ案について
- (7)その他

3. 閉会

【配布資料】

- 資料 1-1 社会保険加入促進計画フォローアップアンケート
- 資料 1-2 各団体における加入促進計画に基づく取組状況(概要)
- 資料 2 標準見積書の登録状況及び各団体が登録した標準見積書【取扱注意】
- 資料 3-1 標準見積書一斉活用開始に向けた各専門工事業団体の取組状況について
- 資料 3-2 労務賃金改善推進等要綱(日本建設業連合会)
- 資料 3-3 法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル(日本建設業連合会)
- 資料 3-4 適正な公共事業の執行についての取組みの強化に係る進捗状況
(全国建設業協会)
- 資料 4 公共建築工事見積標準書式の改定について
- 資料 5 標準見積書一斉活用開始後のスケジュール等について
- 資料 6 見積書式の活用状況に関するアンケートの実施について
- 資料 7 建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み(改訂)
- 資料 8 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について(案)(申し合わせ)
- 参考 1 社会保険等の加入徹底に向けた周知・広報(リーフレット・ポスター)
- 参考 2 みんなで進める一人親方の保険加入(建設企業向け、一人親方向け)

各団体における加入促進計画に基づく取組状況（概要）

社会保険加入状況の調査・確認

＜回答状況＞

- 加入促進計画作成済団体 62 団体中、23 団体で会員企業等への社会保険加入状況調査が実施されている。

＜取組事例＞

- 3 日本塗装工業会：平成 24 年度の加入状況調査は、会員企業の加入・未加入調査に加え、一次下請企業の加入・未加入の調査まで実施した。また、加入状況調査では 100% の回収目標を立て、調査を実施した結果、回収率 96%(2,314 社)を達成した。
- 7 日本電設工業協会：会員企業の協力会社の加入率 100%を目標としている。

会員企業への周知・指導

＜回答状況＞

- 加入促進計画作成済団体 62 団体中、6 団体が書面あるいはメールにより、17 団体が団体ホームページへの記載により、24 団体が機関紙、会報あるいはリーフレットの配布により、23 団体が各種大会、委員会あるいは説明会等により、会員企業への加入促進計画の周知活動を行っている(団体数のカウントに一部重複あり)。

＜取組事例＞

- 22 日本造園建設業協会：協会ホームページに、社会保険等加入促進計画、標準見積書及び標準見積書作成手順書を掲載するとともに、国土交通省作成の加入促進計画に係るリーフレット及びポスターを掲載した。また、全国 10 総支部単位で、社会保険等未加入対策講習会を開催するとともに、社会保険等未加入対策マニュアル(案)を作成し、会員企業に社会保険等未加入対策に関する啓蒙活動を実施した。

法定福利費の確保・標準見積書作成への対応

＜回答状況＞

- 本日までに、標準見積書作成予定の専門工事業団体 50 団体(複数団体で作成する場合は、その複数団体を 1 団体としてカウント)のうち、49 団体が事務局に標準見積書を提出。

＜取組事例＞

- 15 情報通信エンジニアリング協会：民間発注者に対して、社会保険加入促進の背景について理解を得るよう働きかけを行うとともに、法定福利費の確保について契約での確認を要請した。
- 30 全国基礎工業協同組合連合会：標準見積書の適用により法定福利費が確保された事例(土木工事)もある。平成 25 年 6 月より標準見積書の利用を組合員に通知しており、一部では成果報告がなされているが、9 月～10 月に追跡調査を予定している。
- 39 日本建設大工工事業協会：平成 25 年 6 月、(一社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国中小建設業協会の元請 3 団体宛て、標準見積書の受理と法定福利

費の確保等に関する要望書を提出した。

- 41 全国コンクリート圧送事業団体連合会：主要ゼネコン本支店 700 社に標準見積書を送付し、理解と協力を依頼した。
- 69 日本建設業連合会：法定福利費の個人負担分の取り扱いを示す「労務賃金改善等要綱」及び事業主負担分の取り扱いを示す「法定福利費を内訳明示する見積書の活用マニュアル」を策定し、全国 9 支部で説明会を実施した。

適正工期の確保

＜回答状況＞

- 加入促進計画作成済団体 62 団体中、10 団体が適正工期の確保に関する取組を実施している。

＜取組事例＞

- 9 日本道路建設業協会：平成 25 年 5 月に理事会決議の「適正な受注活動と技能労働者の労働環境改善に関する決議」の 2. 適正工期の確保において、過度に短い工期は、労働環境の悪化、労働災害の発生等の問題を生じやすくすることから、適正な工期の確保に努めることを明示し、会員に通知している。また、労働環境の現状把握をするため、平成 24 年 11 月土曜日の事業所閉所状況、社員の勤務状況について調査を行い、平成 25 年 1 月に取りまとめた内容を会員に通知するとともに、平成 25 年 6 月に実施した各地方整備局等との意見交換会において当該内容を報告した。

低価格受注防止

＜回答状況＞

- 加入促進計画作成済団体 62 団体中、13 団体が低価格受注防止に関する取組を実施している。

＜取組事例＞

- 4 全国建設業協会：国土交通大臣からの「建設労働者の「適切な賃金水準の確保等」の要請に基づき緊急決議を行うとともに、現在取組強化キャンペーンを実施し、取組強化を図っている。
- 30 全国基礎工業協同組合連合会：平成 25 年 6 月、「健全な建設産業を目指す全基連」にて 5 箇条宣言。防止対策の周知徹底と実施に取り組み中。

優良企業認定あるいは保険未加入企業排除方策

＜回答状況＞

- 加入促進計画作成済団体 62 団体中、12 団体が優良企業認定あるいは保険未加入企業排除に関する取組を実施している。

＜取組事例＞

- 26 全国建設室内工事業協会：優良事業者認証制度の試行に参画。理事会・各支部役員会で、保険未加入の企業(協力会社を含む)に趣旨の徹底を行い、保険加入促進を徹底し

た。

- 30 全国基礎工業協同組合連合会：優良事業者認証に関するアンケートを実施。組合員企業及びその下請企業では、社会保険未加入技能者の現場入場時の確認作業を展開中。

重層化の改善

＜回答状況＞

- 加入促進計画作成済団体 62 団体中、14 団体が重層化の改善に関する取組を実施している。

＜取組事例＞

- 69 日本建設業連合会：社会保険への加入促進に伴って社会保険の適用除外となる一人親方等の増加が懸念されることから、偽装請負の法令違反の是正に向けてリーフレットを作成し、会員各社に配布し、下請け企業等への周知徹底を要請。「労働賃金改善等要綱」の中で重層構造改善として 5 年をめどに可能な分野で原則 2 次とする基本姿勢を表明。また、平成 25 年 2 月に重層化対策への取組み状況に関する調査を実施。

一人親方対策

＜回答状況＞

- 加入促進計画作成済団体 62 団体中、14 団体が一人親方対策に関する取組を実施している。

＜取組事例＞

- 4 全国建設業協会：全建は、会員企業等に対して労務関係諸経費の削減を意図して請負契約の形式を取りながら実態は労働者として扱う偽装請負等を是正させるため、職業安定法や労働者派遣法を容易に理解できる資料を作成し、請負・雇用に関するルールを徹底する。また、会員企業は偽装請負の是正や一人親方化の改善に努めるため、関係法令を十分に確認し、下請業者等への指導を行う。

その他

＜取組事例＞

- 他の専門工事業団体との連携：加入促進計画作成済団体 62 団体中、10 団体で、標準見積書のブラッシュアップや社会保険加入状況調査の情報交換など、他の専門工事業団体との連携を行っている。

標準見積書一斉活用開始に向けた各専門工事業団体の取組状況について

1. 概要

- 国土交通省建設市場整備課においては、調査委託先の新日本有限責任監査法人と共同し、9月2日までの間に標準見積書作成予定の全50団体（複数団体で作成する場合は、その複数団体を1団体としてカウント）との個別ヒアリングを実施。
- 本日までに49団体が事務局に標準見積書を提出済。
- 個別ヒアリングを通じて、ほとんどの団体が標準見積書活用の取組の必要性・重要性について理解し、各団体における取組が加速化している。

2. 個別ヒアリングにおける聴取・説明項目

（各団体からの聴取内容）

- ・ 標準見積書作成に向けた作業状況、団体内での検討状況
- ・ 標準見積書活用に向けた会員企業への周知状況・方法
- ・ 標準見積書活用に向けた意見・懸念

（当課からの説明内容）

- ・ 標準見積書活用の取組の必要性・重要性

公共工事設計労務単価や現場管理費率式の見直しにより労働者全員分の社会保険料が直轄工事の予定価格に反映されたことを踏まえると、業界一体となった標準見積書の一斉活用は、下請企業にとっては、以下の責務を果たすための重要な取組であること。

- ① 元請企業側から下請企業の法定福利費の内訳明示が求められることに対応しながら、保険加入に必要な法定福利費を確保しなければならないこと
- ② 必要な法定福利費を確保した上で、全ての技能労働者の保険加入を実現しなければならないこと

- ・ 標準見積書の一斉活用開始に向けたスケジュール

9月26日に第3回社会保険未加入対策推進協議会を開催し、標準見積書の一斉活用開始について、元請・下請等の関係者が一体となって申し合わせた上で、一斉活用を開始。

3. 標準見積書の提出状況

- ・ 標準見積書作成予定の50団体中、49団体が事務局に標準見積書を提出済。
- ・ 残りの1団体についても、繰り返し取組を促している。
- ・ 上記の50団体のほか、2団体が提出に向けて作成中。

4. 標準見積書活用に向けた会員企業への周知状況・方法（9月2日時点）

- ・ 28団体が、Web掲載、郵送又は総会での報告等により、会員企業等に対して周知済み。うち、9団体では、会員企業等に対する説明会を開催済み。
- ・ 当課からは、9月末の一斉活用開始に向けて、全団体に傘下会員企業に対して周知を徹底するよう要請。

5. 標準見積書活用に向けた主な意見・懸念事項等

- ・ （標準見積書活用の取組の必要性・重要性についての説明を受け、）取組の重要性がよくわかった。取組を加速化させたい。
- ・ 社会保険への加入原資の確保のため、こういった取り組みは非常に助かる。
- ・ 今までは総額での見積りをしていた世界なので、今回の標準見積書の取組みは、（見積りの適正化という意味でも）良い機会だと認識している。
- ・ 従来元下関係の下請側から標準見積書の使用を言い出しにくい。
- ・ 標準見積書を使用しても、結局、指値になるのではないか。
- ・ スーパーゼネコンのトップは理解していても、現場担当者や地場ゼネコンの理解が進んでいない。
- ・ 非会員への対応も考える必要がある。
- ・ 注文書や請書に「社会保険料等は見積に含まれているものとする」という一文のみ記載して終わらせようとする元請企業が一部で出てきている。

標準見積書の一斉活用に向けたこれまでの主な動き

- 4月18日
 - ・第5回社会保険未加入対策推進協議会WGにおいて申し合わせ
標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉開始等について、関係者で申し合わせ
 - ・太田大臣から建設業4団体（日建連、全建、全中建、建専連）に対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について要請
→ これを受け、各団体とも技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等に関し、理事会等で決議（4～6月）
- 5月10日
 - ・各建設業団体に対し、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日国土建労第7号国土交通省建設市場整備課長通知）発出
- 5月16日
 - ・各建設業団体を対象に標準見積書のブラッシュアップに関する説明会を開催
- 7月
 - ・5日の北海道を皮切りに全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催
 - ・中旬以降、各専門工事業団体との個別面談に着手
- 7月18日
 - ・日建連が「労務賃金改善等推進要綱」を公表。
- 7月23日
 - ・日建連が「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」を公表
- 7月25日
 - ・日建連に対し、標準見積書活用に向けたヒアリング（1回目）実施
- 7月26日
 - ・日建連が太田大臣に技能労働者の労務賃金改善に向けた取組を報告。
 - ・全建が「適正な公共事業の執行についての取組みの強化について」を公表（適正な賃金水準の確保、社会保険の加入促進等に向け、セミナー、キャラバンの実施等の取組みを強化）
- 8月 2日
 - ・第6回社会保険未加入対策推進協議会WG開催
- 9月 2日
 - ・標準見積書作成対象の全団体との個別面談が終了。
- 9月13日
 - ・日建連に対し、標準見積書活用に向けたヒアリング（2回目）実施
- 9月20日
 - ・第7回社会保険未加入対策推進協議会WG開催
- 9月26日
 - ・第3回社会保険未加入対策推進協議会開催（標準見積書の一斉活用開始を申し合わせ（予定））

労務賃金改善等推進要綱

平成25年7月18日
(一社) 日本建設業連合会

わが国の建設業は、多年にわたり建設需要が縮小する中で、安値競争を余儀なくされ、元請企業も下請企業もスリム化とリスク分散を強いられたことから、下請構造の重層化と技能労働者の処遇の低下が進行し、特に賃金水準の著しい低下は、新規入職者の減少と技能労働者の高齢化を招いており、技能労働者の枯渇から建設業の存立が危ぶまれる事態に立ち至っている。

日建連は、こうした危機感から、平成21年5月以来、技能労働者の確保、育成に向けてその処遇改善に取り組んできたが、折しもリーマンショックによる景気の悪化、国内産業の空洞化による設備投資の激減、民主党政権下での公共事業費の急激な切り下げなどの経営環境の急激な悪化に阻まれ、十分な成果は得られていない現状にある。

一方で、東日本大震災の復旧、復興事業を契機に一部で労務賃金が急上昇するという新たな局面を迎え、国土交通省は平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引上げを実施したが、この措置を労務費の高騰に苦しむ元請企業や下請企業の救済策とのみ安易に受け止めてはならない。大震災に伴う労賃の上昇と公共工事設計労務単価の引上げは、技能労働者の処遇を改善し、建設業の将来を取り戻す、建設業再生のラストチャンスと捉え、これを契機に業界あげて技能労働者の処遇の改善を実現し、定着させねばならない。

このため日建連としては、下記のとおり、労務賃金の改善を下請企業に要請する措置を実施するとともに、改めて重層下請構造の改善を含め、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取り組みの推進を決意し、併せて関係方面への要請をとりまとめた。

もとより、労務賃金の額は、技能労働者を雇用する下請業者がその責任において決定すべきものであり、実際の労務賃金は、元請企業とは契約関係のない下請業者から支払われるのが常態であって、元請企業には容易に手の届かないものであるが、元請企業としても可能な限りの手立てを尽くす努力が必要である。

なお、建設業の技能労働者の賃金水準は全産業平均を2割以上も下回る異常な状況にあり、今回の公共工事設計労務単価のような15%程度の労務賃金の改善では、いまだ他産業に及ばない。建設業における技能労働者が誇りと希望をもって国民の資産の形成と保全に貢献できるようになるには、更なる処遇の改善と充実が不可欠であり、今後とも弛まぬ努力を続けることが建設企業の使命である。

記

第1 適切な労務賃金の支払いの要請

日建連会員企業は、公共工事設計労務単価が適用される公共工事（以下「本件対象工事」という。）について、次の措置を行うものとする。

- ① 一次下請への見積り依頼時に公共工事設計労務単価を交付し、その引上げの趣旨にかなう適切な契約を締結する。
- ② 技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、一次下請に要請する。

また、直接の契約関係がない二次以下の下請企業に対しても、一次下請等を介して、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。

- ③ 上記①及び②の取組みの具体的な実施方法として、別紙－１のとおり実施要領を定める。

第2 労務賃金の状況調査の実施

日建連会員企業は、技能労働者の賃金水準の改善状況を把握するため、平成25年度及び26年度における本件対象工事について定期的に労務賃金の状況等の調査を行うものとし、その具体的な実施方法として、別紙－２のとおり実施要領を定める。

第3 社会保険等加入促進

平成25年度の公共工事設計労務単価の引上げは、社会保険料等の個人負担分を含むものであり、適切な労務賃金の支払いの要請と合せて、「日建連社会保険加入促進計画」（平成24年4月）に則り、社会保険等への加入を確保するための対応を行うものとする。

第4 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業は、近年における厳しい受注環境の下での低価格受注の多発が今日のような労務賃金の著しい低下を招いた一因であることを真摯に受け止め、平成25年4月25日付け理事会決議の趣旨を踏まえ適正な受注活動に徹するものとする。

第5 民間工事における取組み

上記1の取組みは、公共工事設計労務単価が適用される公共工事について実施するものであるが、労務賃金の水準は、当然ながらそれ以外の公共工事や民間工事にも波及するものであり、これらの工事についても適切な水準の労務賃金を確保する取組みが不可避となる。そのため、特に民間工事の発注者に対して適切な理解と協力をお願いする取組みを行う必要がある。

第6 重層下請構造の改善

建設工事における重層下請構造は、分業形態として合理的な面はあるものの、近年、受注環境の悪化と先行きの不安から更に重層化が進行し、技能労働者の処遇の低下を招いたことも否定できない。重層下請構造の改善は、もとより専門工事業界の取組みに負うところが大きいですが、日建連会員企業としても、改めて重層下請構造の改善に取り組むこととし、工事種別や職種別に改善の必要性と可能性を検証し、5年後を目途に可能な分野で原則二次まで（設備工事は三次まで）の実現を目指す。

第7 技能労働者の処遇改善の総合的な取組み

日建連は、去る平成21年5月に「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を行い、賃金の改善をはじめ6項目の処遇改善策を会員企業の取組みの指針としてきたが、更に労務賃金の改善と社会保険等加入促進の取組みを含めて同提言の充実を図り、総合的な取組みを進めるものとする。

もとより、わが国の建設業における技能労働者の処遇改善は、建設業界の努力のみならず、行政や官民の発注者、更に国民の理解が欠かせない困難な課題であり、十分な成果を得るには多くの日時が必要である。このため、今後の進展状況や諸情勢の変化に応じ、上記1の措置の見直しや、上記2の調査の延長を含め、現実的で合理的な取組みを進めたい。

第8 関係方面への要請

① 労務賃金の改善は、わが国建設業の健全な発展に欠かせない取組みであり、日建連会員企業はもとより、全ての元請企業と下請企業に対し適切な理解と積極的な取組みを要請する。

特に、重層下請構造の改善については、専門工事業界における業界構造と企業体質の改善が求められるので、元請企業においては真摯に取り組む下請企業への配慮を要請する。

② 労務賃金の改善は、わが国建設業の健全な生産力を維持し、将来ともに国民に良質な資産を提供するために欠かせない取組みであり、官民の建設工事の発注者には、適切な発注金額や適切な工期の設定など、ご理解とご協力を要請する。

- ③ 国、地方公共団体、独立行政法人等の公共工事の発注者には、技能労働者の処遇改善を念頭に置き、低価格受注の防止に資する入札契約システムの整備や、より根本的には公共事業の平準化を要請する。
- ④ 国土交通省などの建設業の健全な発展を所管する行政庁には、技能労働者の確保、育成や、重層下請構造の改善などに関し、全ての建設業者に対する積極的なご指導がなされるよう要請する。

以 上

(別紙－１)

公共工事における適切な労務賃金の支払に係る 下請企業への要請等に関する実施要領

平成２５年７月１８日
(一社)日本建設業連合会

(１) 適切な賃金水準での下請契約の締結

元請は、一次下請に見積を依頼するにあたり、当該年度の公共工事設計労務単価（都道府県別）を交付するとともに、添付資料－１の「契約書・特記事項への記載様式」のとおり、一次下請との契約書・特記事項において、技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。

(２) 適切な賃金の支払に係る下請への要請

元請は一次下請に対し、下請契約締結時に添付資料－２の「取引先企業のみなさまへ」を配布し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が技能労働者に支払われるよう要請するとともに、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、同文書を配布し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が技能労働者に支払われるよう順次要請することを依頼する。

(３) 賃金の支払状況に関する調査への協力

元請は一次下請に対し、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、元請が行う賃金の支払状況に係る調査に応じるよう要請する。

(４) 社会保険等への加入の促進

元請は下請の社会保険料に係る法定福利費の全額を一次下請に支払うことを基本とする。

元請は一次下請に対し、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう要請する。

(５) その他

- ① 本実施要領は、平成２５年度以降の公共工事設計労務単価が適用される公共工事に適用する。
- ② 本実施要領は、技能労働者の処遇改善の今後の進展状況や諸情勢の変化とともに、(１)～(４)の措置の有効性の検証等を踏まえ、２年後に

見直し等を行うものとする。

- ③ 本件措置は、技能労働者に対する労務賃金の改善を目的とするものであり、公共工事設計労務単価を上回る水準の労務賃金の支払いを妨げるものではない。

(本件の問合せ先)

土木本部 福田卓士 TEL 03-3552-3201 (t.fukuda@nikkenren.or.jp)

建築本部 葉石善一 TEL 03-3551-1118 (haishi@nikkenren.or.jp)

添付資料－1 契約書・特記事項への記載様式

下請負契約 特記事項（記載例）

工事名：○○○○○工事

1 技能労働者に支払う賃金について

- (1) 甲は、乙に対し、技能労働者の技能・経験年数・資格等を勘案し、平成○○年度公共工事設計労務単価（○○県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金を支払うよう要請する。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
 - ①二次下請は、技能労働者の技能・経験年数・資格等を勘案し、平成○○年度公共工事設計労務単価（○○県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金を支払うこと
 - ②二次以下の下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれ再下請企業に対し、平成○○年度公共工事設計労務単価（○○県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、順次要請すること

2 賃金の支払いに関する調査について

- (1) 乙は、甲が定期的に実施する賃金の支払いに関する調査（以下、労務単価調査）に応じる。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
 - ①二次以下の再下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれの再下請企業に対し、甲が乙を通じて実施する労務単価調査に応じるよう、順次要請すること。

3 社会保険等への加入について

- (1) 乙は、社会保険・労働保険（以下「社会保険等」という）に加入するものとする。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
 - ①二次以下の再下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれの再下請企業に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう、順次要請すること。

平成 2 5 年 月 日

取引先企業のみなさまへ

ここに会員企業名を印字
事業所名を印字

適切な賃金の支払に関わる取り組みについて（協力要請）

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国においては、平成 2 5 年度より公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを断行するとともに、建設業団体等に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保」に係る強い要請がなされたところです。

弊社は、（一社）日本建設業連合会の決定を受けて、技能労働者等への適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底を図るため、公共工事を対象に、適切な賃金水準での下請契約の締結と社会保険等への加入の確認、指導、二次以下の再下請への協力要請、及び賃金水準の状況把握のための調査の実施について、下記の事項をすることといたしました。

取引先企業のみなさまにおかれては、その趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

謹白

記

1 適切な賃金水準での下請契約の締結及び賃金支払に係る下請への要請

元請は、一次下請に見積を依頼するにあたり、平成 2 5 年度公共工事設計労務単価を交付するとともに、一次下請との契約において、技能・経験年数・資格等を勘案し、平成 2 5 年度公共工事設計労務単価（基本給＋手当＋臨時給与＋実物給与 ※社会保険の個人負担分を含む）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が、一次下請を含む下請の技能労働者に支払われることを要請します。

2 賃金の支払状況を把握するための調査

元請は、一次下請を含む下請に対し、元請が行う賃金の支払状況を把握するための調査（定期的に実施）に応じるよう要請します。

3 社会保険等への加入の促進

元請は、一次下請を含む下請に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう指導します。

以 上

(別紙－２)

公共工事における適切な労務賃金の支払等に係る調査の実施要領

平成２５年７月１８日
(一社)日本建設業連合会

技能労働者への適切な賃金の支払及び社会保険等の加入状況に係る調査を以下の要領で実施する。

(１) 調査対象工事

１) 公共土木工事

国及び地方公共団体、高速道路会社、機構・事業団等が発注し、日建連会員会社が受注した公共土木工事で、平成２５年度及び２６年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成２５年４月以降に契約した工事を対象とする。なお、国土交通省の要請により実施している“東日本大震災被災地及びその周辺における労務単価調査”の対象地域^{注)}における工事は除く。

注) 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟の１０県

２) 公共建築工事

国等が発注し、日建連会員会社が受注した公共建築工事で、平成２５年度及び２６年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成２５年４月以降に契約した工事を対象とする。

(２) 調査方法

１) 調査対象職種

調査対象工事に従事する５１職種のうち、よく使われる下記の１８職種について、賃金の支払状況及び社会保険の加入状況を調査する。

特殊作業員、普通作業員、軽作業員、造園工、とび工、ブロック工、電工、鉄筋工、運転手（特殊）、運転手（一般）、土木一般世話役、型わく工、大工、左官、配管工、設備機械工、交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂ

２) 標本数

①公共土木工事

- ・日建連役員会社においては、工事価格３億円以上の工事について、原則として、受注した件数の２割を対象とする。

- ・役員以外の会社においては、工事価格 1 億円以上の工事について、少なくとも 1 件以上を対象とする。

②公共建築工事

工事価格 1 億円以上の工事について、原則として、受注した件数の 2 割を対象とする。

3) 調査の実施方法

東日本大震災被災地において実施している調査方法に準じて、工事毎に一次下請以下の技能労働者の賃金データ及び社会保険の加入状況を階層別に収集する。

4) 調査の実施時期

- ・労務単価の調査は、当面、四半期毎に実施する。ただし、エリアによっては、労務単価の今後の趨勢により、別途追加調査を検討する。
- ・社会保険の調査は、年 1 回の調査を実施する。

5) 調査結果の報告

調査結果は、調査実施から 1 か月後を目途に、日建連事務局に報告する。

なお、調査結果は、今後の労務単価改定の参考となるよう、国へ報告する。

6) 送付先等

- ・調査結果の送付先（提出は電子データでお願いします）

（土木） 日建連 土木第一部 本多（t.honda@nikkenren.or.jp）

（建築） 日建連 建 築 部 石坂（ishizaka@nikkenren.or.jp）

- ・本調査の問合せ先

労務単価（土木） 土木第一部 福田 TEL03-3552-3201

労務単価（建築） 建 築 部 葉石 TEL03-3551-1118

社会保険等 企画調整部 馬場 TEL03-3553-0703

報告様式(労務単価及び社会保険等)

(日建連会員会社→日建連)

調査年月	
会員会社名	
発注者名	
工事件名	

工事場所							
		調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	備考
調査対象職種	特殊作業員						
	普通作業員						
	軽作業員						
	造園工						
	とび工						
	ブロック工						
	電工						
	鉄筋工						
	運転手(特殊)						
	運転手(一般)						
	土木一般世話役						
	型わく工						
	大工						
	左官						
	配管工						
	設備機械工						
	交通誘導員A						
	交通誘導員B						
その他職種							

調査表(労務単価及び社会保険等)

(協力会社→日建連会員企業)

協力会社名	〇〇建設株式会社
発注者名	△△地方整備局
工事件名	〇〇トンネル工事
下請契約階層	2次

工事場所		〇〇県△△市					
		調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	備考
調査対象職種	特殊作業員						
	普通作業員						
	軽作業員						
	造園工						
	とび工						
	ブロック工						
	電工						
	鉄筋工						
	運転手(特殊)						
	運転手(一般)						
	土木一般世話役						
	型わく工						
	大工						
	左官						
配管工							
その他職種	設備機械工						
	交通誘導員A						
	交通誘導員B						

他地域からの交通費や宿泊費、社会保険料(企業負担分)は除いてご記入ください

【参考】労務単価の構成は下記のとおりとなりますので、このことを踏まえご協力願います
公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当 (当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与 (賞与等)
- ④ 実物給与 (食事の支給等)

図-1 単価の構成

①

②

③

④

公共工事設計労務単価 = 基本給相当額 + 基準内手当 + 臨時の給与 + 実物給与

所定労働時間内8時間当たり

所定労働日数1日当たり

※工事場所は、市町村名までご記入ください。複数箇所ある場合は全ての場所をご記入ください。
※工事場所以外の項目について、把握していない、事情により記入できない部分は、空欄で提出していただいて結構です
※記入された単価の根拠となる賃金台帳は調査対象企業にて保存いただき、問合せの際に調査結果と照合できるようにしてください
※「能力給」「資格給」「皆勤手当」等は②基準内手当に含まれます。
その他、手当の区分については、下記国交省ホームページの参考資料・手当(逆引き)をご利用ください
http://www.mlit.go.jp/toikensangvo/const/sosei/const_tk2_000006.html
※慰安・娯楽・厚生費用、研修訓練費用等は労務単価には含みません。

調査対象職種以外に、調査可能な職種がございましたらご記入ください。

法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル

平成25年7月23日
一般社団法人 日本建設業連合会

1. はじめに

建設業の社会保険未加入対策については、日建連会員企業では平成24年4月19日付「社会保険加入促進計画」および同年10月1日付「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」（以下「日建連指針」という。）等に即して取り組んでいたところである。

社会保険の加入促進に当たっては、その原資となる社会保険料の事業主負担分（以下「法定福利費」という。）の確保が大きなテーマとなっており、先般、国土交通省から各建設業者団体に対して平成25年5月10日付国土建労第7号「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（以下「国土建労第7号」という。）の通知、また要請があったところである。

本通知により、法定福利費の内訳明示された標準見積書等の活用の基本的な考え方、標準見積書のブラッシュアップの方法などが示されたほか、元請企業に提出される標準見積書は、平成25年9月頃を目途に、一斉に活用していくこととされており、元請企業の対応として総合工事業団体である日建連としても法定福利費の確保に向けた適切な対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、今般、元請企業の立場から法定福利費の確保の実効性を高めるべく、会員企業が今後取り組むべき事項を「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」として取りまとめましたので、貴社の取り組みの参考とされることを願います。

2. 日建連および会員企業の取組事項

- （国土建労第7号 5p 「2. 専門工事業団体における取組（2）の8」後段部分）
- （国土建労第7号 5p～6p 「3. 総合工事業団体における取組」）
- （国土建労第7号 6p～7p 「4. 関係者への周知啓発」）

（1）発注者への対応

〔今までの取り組み〕

民間工事での過度な低価格受注は企業体力を低下させるのみならず技能労働者の賃金低下や保険未加入など労働条件の悪化をもたらし建設産業全体を弱体化させることにつながることから、日建連では平成25年4月25日に「民間工事における適正な受注活

動の徹底に関する決議」を行い、会員企業に適正価格での受注の徹底を要請したところである。

〔今後の取り組み事項 その1〕

日建連は主な民間発注者団体に対し、法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請を行う予定であり、要請次第、会員企業に当該要請を踏まえた対応の周知を行う。

(2) 見積書を提出する環境づくり

1) 元請企業から下請企業への見積書提出促進

〔今までの取り組み〕

既に日建連では、日建連指針の「2 取引先企業（一次下請）に実施していただく事項」の③（以下の『』内）において、下請企業に対して適正な法定福利費を含む見積書の提出を促すよう示している。

『平成 24 年 11 月 1 日以降に弊社が発注者と契約を締結した工事において一次下請となる企業におかれては、①自社にて雇用する作業員の社会保険加入状況、及び、二次以下の下請企業の社会保険加入状況、二次以下の下請企業が雇用する作業員の社会保険加入状況を把握する。②未加入の場合は加入指導を行う。③法定福利費の適正な確保が求められていることに鑑み、適正な法定福利費を含む見積書等の作成に努める』

〔今後の取り組み事項 その2〕

会員企業は、一次下請企業への適正な法定福利費を含む見積書の提出促進を更に明確にするために、一次下請企業に対して見積を要請する時の各社の所定書式（「見積依頼書」または「見積要項書」）に、「適正な法定福利費を含んだ（又は明示した）見積書を作成すること」の文言を追加し、明文化するよう努める。

なお、明文化に当たっては、【今後の取り組み事項その5】との整合を図り、各社所定見積書式のシステム変更の可能性に応じた内容の文言を記載する。

2) 見積書を提出した下請企業の尊重

標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書は、平成 25 年 9 月を目途に一次下請企業から提出される予定である。一部の職種では平成 25 年 9 月より前倒しで提出されている。

〔今後の取り組み事項 その3〕

〔標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書を受領する場合の対応留意点〕

会員企業は、一次下請企業が当該見積書を提出してきた場合は、当該見積書を尊重した取扱いを行い、以下の手順に従って、受領した当該見積書の法定福利費相当額を精査、協議する。

- ステップ 1 元請企業は、一次下請企業に対し、適正な法定福利費を含んだ（又は明示した）見積書の作成・提出を行うよう促す
- ステップ 2 一次下請企業は、元請企業に当該見積書を提出し、元請企業はこれを尊重し、受領する
- ステップ 3 元請企業は、提出者（一次下請企業）から当該見積書に示した法定福利費相当額の算出基準・方法について明確な説明を受ける
- ステップ 4 元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員（技能労働者）の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する

＜元請企業と一次下請企業間で協議する事項、および進め方＞

- ① 法定福利費相当額は、原則として当該下請負工事費の内の労務費相当額に社会保険料の事業主負担率を乗じて算出する。これにより『作業員が 100%社会保険に加入した場合の法定福利費相当額』が算出される。
- ② 当該下請負契約における法定福利費相当額の決定においては、上記『作業員が 100%社会保険に加入した場合の法定福利費想定額』をベースに、当該工事に従事する直接作業員（技能労働者）の現状の加入率を乗じて算出することを基本とする。
但し、今後の加入予定者数が見込める場合は、加入予定者数を含んだ加入率（現状の加入率＋加入予定率）を乗じたものを基準値とし、一次下請企業と協議する。

なお、公共工事の中で平成 24 年度版以降の国土交通省土木工事の積算基準が適用される工事では、適切な法定福利費が予定価格に反映されていることを踏まえ『作業員が 100%社会保険に加入した場合の下請の社会保険料に係る法定福利費の全額』を支払うことを基本とする。

よって、当該公共工事においては上記ステップ 4 及び②の協議を行うものではない。

※上記の算出は、添付別紙の「見積書における法定福利費精査について」を参考とされたい。

3) 労務費減額の懸念への対応

国土建労第 7 号の当項目では法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げる等の懸念を払拭し、建設業法第 19 条の 3 に抵触しないよう注意喚起を記述している。

〔今までの取り組み〕

日建連では、建設業法第19条の3について、日建連指針「6.法定福利費の適正な確保について」（以下の『』内）に記述しており、会員企業におかれては、既に社内関連部門に周知いただいているところである。

『社会保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれること、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があること、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削減、或いは含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法に違反する恐れがあること、等、本記載事項について社内関連部門への周知を行う』

〔今後の取り組み事項 4〕

会員企業は、当項目の記載事項並びに建設業法令遵守ガイドラインを踏まえた行動をとるよう、社内の関係部門に周知する。

4) 定型書式の対応

国土建労第7号の当項目には「会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、機会をとらえて当該定型書式に当該欄を追加するよう要請する」の記述があり、法定福利費記入欄の追加が求められている。

〔今後の取り組み事項 5〕

会員企業は、各社所定の見積書書式の変更については、会員各社のシステム変更の可能性に応じた内容で実施工程を組み取り組む。

(3) 関係者への周知啓発

〔今までの取り組み〕

会員企業は、日建連指針を踏まえて、以下の機会を捉えて、法定福利費の確保及び社会保険等への加入徹底に向けた関係者への周知徹底を図ってきたところである。

- ・ 社内・現場関係者への周知
- ・ 協力会組織を活用した周知
- ・ 現場の建設労働者への周知

〔今後の取り組み事項 6〕

会員企業は、社内関係者に対しては会議・文書指示等で、下請企業に対しては協力会
定時会議等で、現場作業員・職長に対しては朝礼・職長会・安全協議会の場で国交省
作成のリーフレット、ポスターを活用する等により再度周知徹底を図る。

（日建連では、平成 25 年 7 月に会員企業あてに、社会保険加入の啓蒙ポスターを配布
し、会員企業の全ての施工現場（作業所）等に掲示するよう依頼した。）

3. 専門工事業団体・下請企業の取組事項への留意点

（国土建労第 7 号 3p～5p 「2. 専門工事業団体における取組」）

（1）標準見積書・作業手順書の内容のブラッシュアップ

国土建労第 7 号の当項目では、主に専門工事業団体・傘下企業及びその他下請企業が
標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示とその確保が着実に進められるよ
う、当該見積書の作成及び内容のブラッシュアップのための要点を記述している。

「法定福利費の基本的な算出方法」、「適用除外である者の取扱い」等、標準見積書等
法定福利費を内訳明示した見積書の骨格、あるべき姿が描かれており、下請企業から
当該見積書を受領し、その内容を精査する側の元請企業にとっても重要な項目である。

※精査方法は、添付別紙の「見積書における法定福利費精査について」を参考とされ
たい。

4. その他の留意点

（国土建労第 7 号 2p 「1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示」）

（1）標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示

国土建労第 7 号の当項目は、標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書の必要性
等、基本的な考え方を記述されており、本マニュアルの根幹を成すものである。

この中で「この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各建設業者が算定するもので
あり、自社の技能労働者のみで施工する場合や、下請労務により施工される場合であ
っても当該下請労務に従事する技能労働者の法定福利費を正確に算定することが可能
な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定して記載することが必要です」との記
載があるとおり、当該見積書に記載する法定福利費は、下請企業が個々の企業の実態
に見合った金額を工事毎に算出するものであり、同じ工種の下請企業が工事下請負契
約金額等を基準にして同一の率を乗じて算出するものではない。

以 上

見積書における法定福利費精査について

1. 法定福利費相当額の基本的な算出方法（国土建労第7号通知3p～5pに記述）

- ◎ 法定福利費の算定に当たり、統一された法定保険料率を使用される
事業主が負担する保険料率は、国土交通省が毎年度一定の時期に関係省庁に確認した上で、基準となる料率を各団体に情報提供する。
「法定保険料率」は次の3保険の保険料率の合計である
・**健康保険料**（法律上40歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる40歳以上の労働者の割合については、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案して設定する。）
・**厚生年金保険料**（法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。）
・**雇用保険料**
- ◎ 法定福利費算出の基本は、下請企業が当該工事における労務費の総額を算出すること
《基本的な考え方》 法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率
- ・ 法定福利費算出の基準は労務費であり、労務費に社会保険料の事業主負担率を乗じる
 - ・ 労務費とは、当該工事に従事する直接作業員（主任技術者を含む）の当該工事にかかる給与支給額の合計であり、管理部門および間接部門の社員に支給した給与は含まない。管理部門および間接部門の社員に支給する給与は一般管理費となる。
 - ・ 給与支給額とは、事業主が作業員に支払う給与の総支給額（天引き前）のことである。退職金引当金及び法定福利費は、事業主にとっては給与関連負担項目ではあるが、これは労務費には含めない。
- ◎ 法定福利費の例外的な算出方法
工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する
- 《例外的な方法①》 法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合**
《例外的な方法②》 法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費
- 【年度ごとの単価・平均値等を用いている場合のチェックポイント】
 ア) 当該割合又は数量当たりの法定福利費の出典根拠が明確であること
 イ) 当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示す。
 ウ) 下請企業は個別に見積書を提出する際には、上記アとイの内容を合理的に説明することが求められる
 エ) 実態を反映しないことが明らかな方法（労災保険料率で計算）は、社会通念上認めることはできない
- ◎ 法定福利費と消費税の関係
法定福利費は消費税の課税対象である。法定福利費の金額を明示したとしても工事費の一部を構成するものであるに過ぎず、非課税取引にはならない
- ◎ 見積金額を調整するときの法定福利費内訳明示額の取扱い

国土建労第7号に、以下の記述がある。

- ・ 当該工事に係る労務費の総額に法定保険料率を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合において、元請企業及び下請企業が労務費を減額調整する旨合意したときは、減額された労務費の額を基準にして法定福利費を減額する。※ただし、労務費の減額ではなく、単価の減額の場合は、労務費の減額とは限らず、必ずしも法定福利費額が連動するものとはならない。
- ・ 当該工事の工事費に一定割合を乗ずる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、工事費を見積額より減額する旨合意したときは、工事費の減額の調整に合わせて、法定福利費を減額する。
- ・ 施工単位当たりの法定福利費額に数量を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、数量の減少に合意した時には法定福利費を減額することになるが、数量が減少していなければ、工事費を見積額より減額しても法定福利費は減額しない。

◎ 適用除外である者の扱い、未加入者の扱い

国土建労第7号に、以下の記述がある。

個人事業主、一人親方（労働者とみなされる場合を除く）など、当該工事における法定福利費（事業主負担分）を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が分かる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないこととする。
 適用除外となる者の数や割合が判らない場合にあつては、①直轄土木工事の予定価格の積算や25年度公共工事設計労務単価の改定において現に一定割合の未加入者が存在しつつも未加入者が加入するために全員加入を前提として必要な法定福利費が算入されるよう改められたこと、また、②本来は健康保険や厚生年金保険への加入義務があるにもかかわらず法定福利費（事業主負担分）の負担を要しない一人親方を前提とした見積りを行う不当な建設業者が競争上有利となる余地を残しかねないことを踏まえ、当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。
 なお、**※1）元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結することとする。**

2. 法定福利費相当額の精査、協議の手順

ステップ1

元請企業は、一次下請企業に対し、適正な法定福利費を含んだ(又は明示した)見積書の作成・提出を行うよう促す

ステップ2

一次下請企業は元請企業に標準見積書を提出し、元請企業はこれを尊重し、受領する

ステップ3

元請企業は提出者(一次下請企業)から当該見積書に示した法定福利費相当額の算出基準・方法について明確な説明を受ける

ステップ4

元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員(技能労働者)の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する

《注意》公共工事で平成24年度版以降の国土交通省土木工事の積算基準が適用される工事について

日建連では「作業員が100%社会保険に加入した場合の下請の個人負担分も含めた社会保険料に係る法定福利費の全額」を支払うことを基本としている。

よって、当該公共工事においては上記ステップ4の協議を行うものではない。

(1) 社会保険加入率が100%である場合の法定福利費相当額を算出 ↓ ↓ 税抜で入力する(単位:円)

① 法定福利費を含む見積金額	記入例	22,000,000
② 上記の内、明示された法定福利費の金額		2,000,000
③ 法定福利費相当額を除いた見積金額 (見積額 - 法定福利費)		20,000,000 ①-②
④ 労務費相当額を記入		15,000,000
⑤ 社会保険料事業主負担 (法定福利費) 率		15.343%
国土交通省「標準見積書の活用等に向けた説明会資料」内(参考)平成25年度の各保険の保険料率より		
⑥ 作業員の社会保険加入率100%とした場合の法定福利費相当額		2,301,450 ④×⑤

(2) 現時点での社会保険加入率で必要とされる法定福利費相当額を算出

⑦ 現時点での社会保険加入率 (作業員ベース)	57.14%	⑮/⑭
⑧ 現加入状況で必要とされる法定福利費	1,315,048	⑥×⑦

(3) 今後の新規加入に伴い要とされる法定福利費相当額

⑨ 当該工事に於いて今後、新規加入する作業員の比率	14.29%	⑮/⑭
⑩ 作業員の新規加入に伴い必要な法定福利費相当額	328,779	⑥×⑨

(4) 上記の(2)と(3)により当該下請負契約における法定福利費相当額 ⇒ 当該工事の法定福利費相当額

⑪ 今後の加入予定を加味した法定福利費相当額	1,643,827	⑧+⑩
------------------------	-----------	-----

(5) 当該工事における今後の社会保険加入率

⑫ 現加入者に今後の加入者予定者を加えた社会保険加入率	71.43%	⑦+⑨
-----------------------------	--------	-----

(6) 法定福利費変更後の見積額

⑬ 精査された見積金額 (税抜)	21,643,827	③+⑪
------------------	------------	-----

3. 当該工事に従事予定の作業員の社会保険加入状況と今後の加入計画

元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員(技能労働者)の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、法定福利費相当額を決定し、適切な法定福利費を含んだ下請契約を締結する

⑭ 予定している作業員数 (二次下請以下を含む)	35	名
⑮ 予定作業員の内、社会保険加入済みの作業員数	20	名
⑯ 予定作業員の内、社会保険適用除外の作業員数	2	名
⑰ 予定作業員の内、社会保険未加入作業員数	13	名
⑱ 上記⑰の内、近々加入を予定している作業員数	5	名
⑲ 加入済み+加入予定の作業員数	25	名 ⑮+⑱

黄色セルに数値を入力→

平成 25 年 9 月 19 日

一般社団法人 全国建設業協会

「適正な公共事業の執行についての取組みの強化」の進捗状況

I 取組み強化キャンペーンの実施

【目的】「全建社会保険加入促進計画」の推進及び「適正な賃金水準の確保」の趣旨の徹底

イ. 取組み強化セミナー等の実施

都道府県協会関係者に対してセミナーを開催

- ・平成 25 年 9 月 19 日（木）全建協議員会において国土交通省労働資材対策室長の講演
- ・平成 25 年 11 月 5 日（火）全国建設労働問題連絡協議会においてセミナーを予定
- ・平成 26 年はじめの全国専務理事・事務局長会議において説明会を予定

ロ. 取組み強化キャラバンの派遣

全建の役職員が都道府県協会を訪問して要請

宮城県協会（8 月 19 日）、茨城県協会（8 月 26 日）、秋田県協会（8 月 26 日）、埼玉県協会（8 月 28 日）、香川県協会（8 月 29 日）、神奈川県協会（9 月 2 日）、山口県協会（9 月 4 日）、山梨県協会（9 月 6 日）

今後、各都道府県協会への訪問の機会を活用し順次実施予定

ハ. 取組み相談窓口の設置

全建労働部に取組み強化キャンペーンに係る相談窓口を 7 月 26 日に設置

ニ. 取組み強化キャンペーンのホームページの開設

全建ホームページに開設

II 取組み強化のためのアンケート調査等の実施

(1) 建設技能労働者の賃金水準の実態調査

国土交通省から依頼を受けて都道府県建設業協会（被災 3 県及びその周辺の 7 県を除く）に対し調査を実施。第 1 回目の 7 月調査は報告済みで、9 月調査から 4 半期ごとに調査の予定

(2) 適切な賃金水準の確保等の取組み状況のアンケート調査

国は、平成 25 年度公共工事設計労務単価を引き上げ建設業界に対して適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底を要請。全建は、この要請に対してどのような課題があるかを把握し今後の取組みの基礎資料とするために、8 月に各都道府県協会会員企業のそれぞれ 30 社を無作為に選定しアンケート調査を実施

調査結果を 9 月末に公表の予定

平成 25 年 7 月 26 日
一般社団法人 全国建設業協会

適正な公共事業の執行についての取組みの強化について

公共工事の適正な執行に関する緊急決議（要旨）

《平成 25 年 4 月 26 日全建決議》

- 1 迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保
- 2 労働者への適切な水準の賃金の支払い
- 3 社会保険等への加入の促進
- 4 適切な価格での契約と脱ダンピング受注の推進

I 取組み強化キャンペーンの実施

（１）キャンペーンの目的

- イ 「適正な賃金水準の確保」（大臣要請）趣旨の徹底
- ロ 「全建社会保険加入促進計画」の推進

（２）キャンペーンの方法

- イ 取組み強化セミナーの実施
- ロ 取組み強化キャラバンの派遣
- ハ 取組み相談窓口の設置 ※
- ニ 取組み強化キャンペーンのホームページの開設

II 取組み強化のためのアンケート等の実施

（１）建設技能労働者の賃金水準の実態調査

（２）賃金水準確保等の取組み状況のアンケート調査

適正な公共事業の執行に関する取り組み強化キャンペーンの重点

決議事項	緊急決議	キャンペーンの重点
迅速かつ円滑な公共工事の施工の確保	被災地の一刻も早い復興を図り、国民の安全・安心を確保する強靱な国土を実現するため、全力をあげて迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保に努めること。	
労働者への適切な水準の賃金の支払い	労働者の処遇の改善を図るため、自ら適切な賃金水準の確保に努めるとともに、下請負契約を締結する際には、下請企業に対しても適切な水準の賃金を支払うよう要請すること。	公共工事設計労務単価が適用される公共工事について、 ①一次下請への見積り依頼時に公共工事設計労務単価を示し、その引き上げの趣旨にかなう適切な契約を締結する。 ②技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、一次下請に要請する。 ③二次以下の下請企業に対しても一次下請等を介して、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。
社会保険等への加入の促進	社会保険等への加入を促進するため、自ら社会保険等に加入することはもとより、下請負契約を締結する際には、法定福利費を適切に含んだものとする。	平成25年度の公共工事設計労務単価の引き上げは、社会保険等の個人負担分を含むものであり、「社会保険加入促進計画」に則り、社会保険等への加入を確保するための対応を行う。
適切な価格での契約と脱ダンピング受注の推進	適切な賃金水準を確保するため、工事の施工に必要な経費を適切に見込んだ価格での契約の締結に努め、ダンピング受注は厳に慎むこと。	①全建や地方協会は、国や地方公共団体、並びに民間の発注者に対して、請負契約額に適正な利潤と法定福利費が確保されるよう要請する。 ②会員企業は、自ら「脱ダンピング受注」につとめるとともに下請負業者に対し、標準見積書に則り法定福利費の内訳を明示した見積書の提出を求め、法定福利費の適正な負担に努める。

公共建築工事見積標準書式の改定について

公共建築工事見積標準書式は、平成 15 年度から官庁営繕関係の統一基準として位置づけられている。

○ 官庁営繕部では、公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業者負担分の項目を追加し、10 月 1 日以降公告の官庁営繕事業において、上記項目を明記した見積書式の適用を試行する。

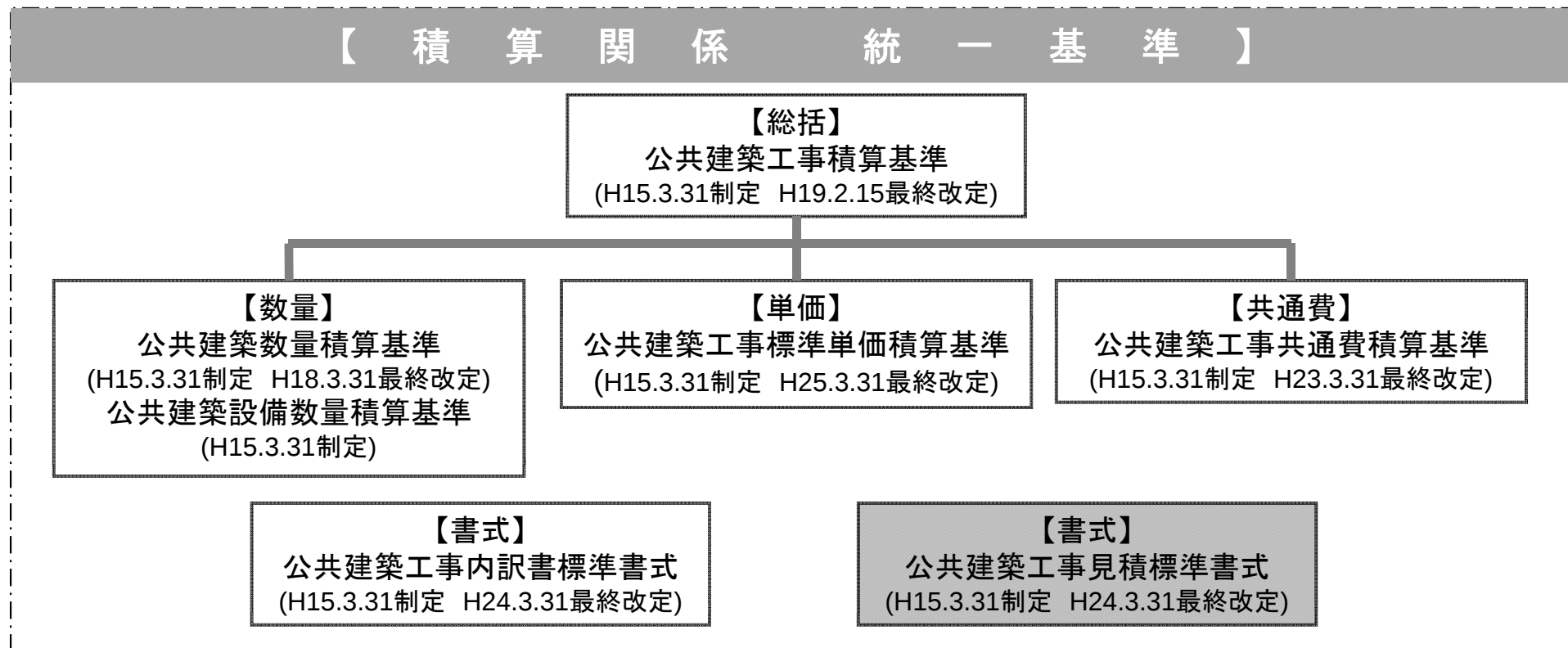
○ 平成 25 年度下半期に、公共建築工事積算研究会において、公共建築工事見積標準書式に上記項目を追加した改定案を作成し、平成 26 年度より運用する。

【参考】

10 月 1 日以降公告の官庁営繕事業において、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）について、予定価格に適切に反映できるように、複合単価と市場単価の法定福利費に相当する補正を実施する。

【予定価格への影響】（試算）

	補正概要	予定価格への影響
複合単価	下請経費等（「その他」）の率を中間値から上限値に変更	約 1. 5 %上昇
市場単価	法定福利費に相当する補正を実施	



「官庁営繕関係の統一基準」とは

平成14年4月、営繕事務の一層の合理化・効率化のために、副大臣会議に「官庁営繕に関するプロジェクトチーム」が設置され、同年7月に「基準類の統一化等の方向について」が決定されました。具体的手続のために、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」が設置され、平成15年3月の同連絡会議において、技術基準類及び工事書式類が「統一基準」として決定されたのを皮切りに、順次必要な基準を統一基準として追加しています。

各府省庁においては、独立行政法人等に移行する組織も含め、「統一基準」の使用を徹底し、今後とも営繕事務の合理化・効率化を推進することとしています。

抜 粹

公共建築工事見積標準書式

(建築工事編)

平成 2 5 年版

本書式は工事価格の積算に際し参考とする製品及び専門工事価格について、製造業者を含む専門工事業者（以下「専門工事業者」という。）から適正な見積価格を得るために使用する書式として、基本的な構成、記載項目等を示すものである。

第1章 一般事項

1. 見積書の構成

見積書は、工事における一定条件のもと、依頼者の要求する仕様を満足する製品等の価格、金額について専門工事業者より提出してもらう書類であり、その手続きに必要な書類及び見積書の構成は以下による。

なお、本書式で定められていない見積については、本書式に準じた書式で作成するものとする。

(1) 見積依頼時

- ① 見積依頼書
- ② 見積条件書
- ③ 設計図書、仕様書等（見積りに必要な部分を発行する。）
- ④ 見積書表紙（必要に応じて発行する）
- ⑤ 参考数量（必要に応じて発行する）

(2) 見積書

- ① 見積書表紙
- ② 見積内訳書
- ③ 見積条件書（見積依頼時の見積条件を踏まえ、条件を整理し明示する）
- ④ (1)において発行された設計図書、仕様書等（必要に応じて返却）

2. 各書式の内容

(1) 見積依頼書

見積依頼に際し、依頼する物件に関する情報について取りまとめた書類である。

なお、見積作成における項目立ての注意や、見積条件が異なる場合の対応方法についての記述が必要な場合も見積依頼書に記入する。

以下に代表的な記載項目を示す。

① 工事概要に係わる項目

- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 予定工期

② 建物概要に係わる項目

- ・ 構造
- ・ 階数
- ・ 建築面積、延床面積

③ 提出に係わる項目

- ・ 提出期限
- ・ 提出先宛名
- ・ 提出部数
- ・ 提出方法
- ・ 見積依頼者氏名
- ・ 見積依頼者連絡先

④ 与条件

- ・ 支給品の有無
- ・ 施工条件等

(2) 見積書表紙

見積書表紙には、見積金額（合計金額）の他に以下に示す対象工事に係る項目と、作成者に係る項目を記載する。

① 対象工事に係る項目

- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 見積発行年月日
- ・ 見積有効期限
- ・ 受け渡し方法
- ・ 支払い条件

② 作成者に係る項目

- ・ 製造業者又は専門工事業者等名
- ・ 同上 所在地
- ・ 同上 代表者氏名
- ・ 同上 代表者印 又は 社印
- ・ 見積作成者 氏名
- ・ 見積作成者 連絡先（TEL 及び FAX 番号）

(3) 見積内訳書

見積内訳書は、見積対象の品目、工事を要求仕様、摘要、項目毎に当該金額が記載されるようにした書類である。

本標準書式にて様式を定めている品目、工事等については、原則として当該様式を活用するものとし、様式を定めていない品目、工事等については、本書式に準じて作成するものとする。

ただし、依頼者の都合で材料明細等の項目等に区分して記載してもらった必要がある場合等には、見積依頼書等を作成し、依頼者の希望する区分内容を明確に伝達する。

専門工事業者の諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、原則として工事費とは別に独立させ表現する。ただし、発注者の指示がある場合など、必要に応じて諸経費込みの単価とすることができる。

本標準書式中の法定福利費とは、雇用保険法、健康保険法、介護保険法及び厚生年金保険法に規定されている事業主が負担する福利費である。なお、製品製造工場の労働者の法定利費は、製品価格に含むものとする。

追加しました

(4) 見積条件書

見積条件書は、工事見積に際し依頼者が作成し、工事範囲に含める事項、含めない事項を明確にし、依頼者の意図する見積対象範囲や施工条件等を作成者へ正確に伝えるための書類である。

また、作成者に見積条件が正しく伝わったことを確認するためのチェックリストとしての意味合いも持たせている。

記入例として示してあるものは、標準的な例であり建物の規模、地域特性により修正の必要な場合がある。

第2章 書式

原則として、書式は以下による。

サンプル

見積番号

見積書

御中 平成 年 月 日

見積金額 円
うち、法定福利費 円 追加しました
見積金額には消費税は含んでおりません。

工 事 名 (及び担当専門工事)	
工 事 場 所	
見積有効期間	平成 年 月まで
支 払 条 件	
工期又は納期	平成 年 月まで
受 渡 場 所	工事場所に同じ

住 所
会 社 名 印
担 当
T E L — —
F A X — —

印	印	印
---	---	---

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
金属製建具工事						
アルミ製建具		1	式			
鋼製建具		1	式			
鋼製軽量建具		1	式			
ステンレス製建具		1	式			
合計						

抜 粹

公共建築工事見積標準書式

(設備工事編)

平成 2 5 年版

本書式は、工事価格の積算に際し参考とする、適正な見積価格を得るために使用する書式として、基本的な構成、記載項目等を示すものである。

第1章 一般事項

1. 見積書の構成

見積書は、一定条件(受け渡し場所、納期、支払い方法等)のもと、依頼者の要求する仕様(形状、材質、性能、能力、構成、付属品等)を満足する製品、システム及び工事等を購入、調達、契約するのに必要となる価格、金額について、製造業者、専門工事業者等(以下、「作成者」という。)より収集する際書類であり、以下により構成する。

- (1) 見積書表紙
- (2) 見積内訳書
- (3) 見積条件書

2. 見積書の内容

(1) 見積書表紙

見積書表紙には、見積金額(合計金額)の他に以下に示す対象工事に係わる項目と、作成者に係わる項目を記載する。

イ. 対象工事に係わる項目

- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 見積発行年月日
- ・ 見積有効期限
- ・ 受け渡し方法(館側、据付け渡し等)
- ・ 支払い条件

ロ. 作成者に係わる項目

- ・ 製造業者又は専門工事業者等名
- ・ 同上 所在地
- ・ 同上 代表者氏名
- ・ 同上 代表者印 又は 社印
- ・ 見積作成者 氏名
- ・ 見積作成者 連絡先(TEL、FAX、E-mail)
- ・ 見積番号

(2) 見積内訳書

見積内訳書は、見積対象の品目、工事を要求仕様、摘要、項目毎に当該金額が記載されるようにした書類である。

本標準書式にて様式を定めている品目、工事等については、原則として当該様式を活用するものとし、様式を定めていない品目、工事等については、目的に応じた自由様式にて作成するものとする。

ただし、依頼者の都合で材料明細等の項目等に区分して記載してもらう必要がある場合等には、見積依頼書等により、必要な事項を明示する。

また、記載項目が少ない場合には見積書表紙の記載欄を活用し、見積内訳書を省略することができる。

本標準書式中の法定福利費とは、雇用保険法、健康保険法、介護保険法及び厚生年金保険法に規定されている事業主が負担する福利費である。なお、製品製造工場の労働者等の法定福利費は、製品価格に含むものとする。

追加しました

(3) 見積条件書

- 3. (2)による。

3. 見積依頼に必要な書類

(1) 見積依頼書

見積に際し、依頼者より作成者へ伝える必要のある事務的な事項や、工事概要等についてまとめた書類である。

また、見積作成における項目立ての注意事項や、見積条件が異なる場合の対応方法等についての記述が必要な場合も見積依頼書に記載する。

以下に見積依頼書に記載する代表的な項目を示すが、記載する項目は必要に応じて選択するものとする。

なお、見積依頼書の構成例を共通様式 1 に示す。

イ. 工事概要に係わる項目

- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 予定工期

ロ. 建物概要に係わる項目

- ・ 構造
- ・ 階数
- ・ 延面積

ハ. 提出に係わる項目

- ・ 提出期限
- ・ 提出先宛名
- ・ 提出部数
- ・ 提出方法(郵送可等)
- ・ 見積依頼者(担当)氏名
- ・ 見積依頼者(担当)連絡先
(TEL,FAX,E-mailアドレス等)

ニ. 与条件に係わる項目

- ・ 支給品の有無

ホ. 項目立てに係わる項目

- ・ 諸経費の表現方法(工事費と区別)
- ・ 単価の設定方法(諸経費込みか別か)

(2) 見積条件書

見積条件書は、工事見積に際し依頼者が作成し、工事範囲に含める事項、含めない事項等を明確にし、依頼者の意図する見積対象範囲や施工条件等を作成者へ正確に伝えるための書類である。

また、見積条件書は、作成者が見積条件を確認した事を示すものとして、見積書と合わせて提出を求めるものである。

なお、見積条件書の構成例を共通様式 2 に示す。

4. 各書式の記載者

見積を収集するにあたっては、下表を参考として依頼者、作成者それぞれが書類を発行し、目的に添った見積書を収集する。

表ー1 記載者区分表

書 式 名 称	記 入 者		備 考
	依 頼 者	作 成 者	
① 見 積 依 頼 書	○		
② 見 積 書 表 紙	△	○	
③ 見 積 内 訳 書	△	○	
④ 見 積 条 件 書	○ (指示記入)	○ (確認記入)	
⑤ 設 計 図 書・仕 様 書 等	○		必要に応じ返却

凡例 ○:発行 △:必要に応じ発行(指定フォーマット)

5. 書式

原則として、書式は以下による。

サンプル

様式 4

見積番号

見積書

平成 年 月 日

御中

見積金額 円

うち、法定福利費

円

見積金額には消費税を含んでおりません。

追加しました

住 所
会社名
担 当
TEL
FAX
E-mail

印

工事
工事場所
見積有効期限
支払条件
納期
受渡場所

名 称		摘 要	数量	単位	単 価	金 額
1	直流電源装置		1	式		
	計					

- 12-

標準見積書の一斉活用開始後のスケジュール等について

標準見積書の一斉活用開始後、活用の実態を早期に収集・調査し、課題等の把握に努めるとともに、必要に応じて、ワーキンググループを開催し、課題解決策・活用促進策等について議論する。

本日（9月26日）～ 標準見積書の一斉活用開始。

10月中旬目途 標準見積書の活用状況に関するアンケート用ウェブページのURL等（元請企業向け、下請企業向け）を各団体に送付。
国土交通省ホームページにアンケートを掲載。

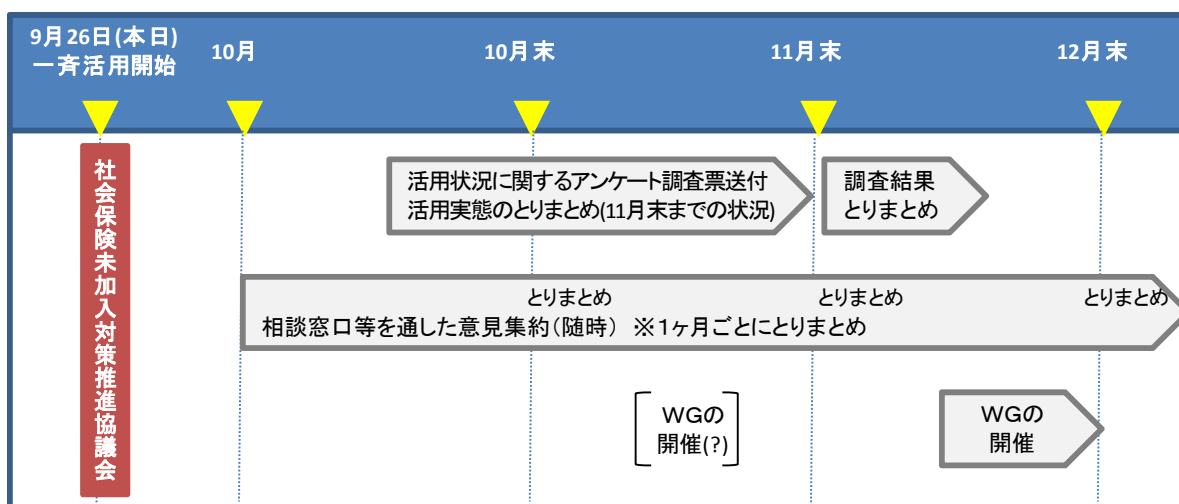
各団体に設置された相談窓口等を通して事務局（国土交通省）にて、随時、現場における意見を集約。一斉開始後、1ヶ月を目途に一旦取りまとめ。

以降、1ヶ月ごとにとりまとめを実施。

※必要に応じ、ワーキンググループを開催。

11月末 標準見積書の活用状況に関するアンケート締め切り、取りまとめ。

12月中旬目途 社会保険未加入対策推進協議会ワーキンググループの開催。



各専門工事業団体が作成した法定福利費が内訳明示された見積書式（標準見積書） の活用状況等に関するアンケートの実施について

1. 趣旨・概要

9月末からの標準見積書の一斉活用後の活用状況を適確に把握・分析することにより、更なる標準見積書の普及促進や改善を通じた必要な法定福利費の確保を推進するため、各建設業者に対し、インターネットを活用したアンケートを行う。

2. 配布・集計等について

インターネットを活用して、各建設業団体の全会員企業及び国土交通省HPにアクセスした企業を対象として実施。

【流れ】

- ① 国土交通省（新日本有限責任監査法人）から、各建設業団体に対し、アンケート用ウェブページのURL等を送付。（10月中旬メド）
- ② 各建設業団体から全会員企業にアンケート用ウェブページのURL等を送付するとともに、国土交通省HPにアンケートを掲載。（10月中旬メド）
- ③ 各建設業団体の会員企業において、アンケート用のウェブページにアクセスし、必要事項を記入の上、直接国土交通省（新日本有限責任監査法人）に送信（提出）。（11月末〆切）
国土交通省HPにおいても、アンケート記入を受付け。（11月末〆切）
- ④ 国土交通省（新日本有限責任監査法人）において、集計の上、結果を公表。（12月中旬メド）

3. アンケート内容

別添案のとおり。

**各専門工事業団体が作成した法定福利費が内訳明示された見積書式
(標準見積書)の活用状況等に関するアンケート(案)**

0. 貴社の所属している建設業団体はどちらですか。(複数回答可)

→ 各建設業団体(全建については、各県協会。団体未加入者は「所属なし」。)を選択肢とする。

1. 貴社の受注における契約形態は、以下のいずれにあてはまりますか。

- ① 8割以上元請
- ② 8割以上下請
- ③ 元請・下請が混在(いずれかが2割以上)

2. 9月26日の第3回社会保険未加入対策推進協議会において、各専門工事業団体が作成した法定福利費(社会保険料及び雇用保険料の事業主負担分をいう。以下同じ。)が内訳明示された見積書式(標準見積書)の一斉活用開始について申合せが行われたことについてご存じですか。

- ① 申合せを知っている。
- ② 標準見積書活用推進の取組は知っているが、申合せを知らない。
- ③ 標準見積書活用推進の取組自体知らない。

(以下の3.～6.については、上記1.において、①又は③を選択した場合に、9月26日以降の状況に関して、元請企業の立場でお答え下さい。)

3. 下請企業から法定福利費が内訳明示された見積書を提示された場合の取扱いルールを定めていますか。

- ① 定めている(業界団体が定めたものを使用している場合を含む)。
- ② 現在は定めていないが、所属する業界団体が取扱いルールを作成・通知すれば、それを使用する予定である。
- ③ 現在は定めていないが、今後自社で定めることを検討している。
- ④ 定める予定はない。
- ⑤ その他(具体的に)

4. 下請企業に対して法定福利費が内訳明示された見積書を提示するよう指導していますか。

- ① 全ての工事で指導している。
- ② 一部の工事で指導している。
- ③ 現在は指導していないが、今後指導していくことを検討している。
- ④ 指導する予定はない。

5. 下請契約において、下請企業から法定福利費が内訳明示された見積書を提示されたことがありますか。また、ある場合には、どのような取扱いをしましたか。

- ① 提示を受け、内訳明示された法定福利費を含む見積額全額を支払う契約とした。
- ② 提示を受け、見積総額は減額したが、内訳明示された法定福利費は全額支払う契約とした。
- ③ 提示を受け、内訳明示された法定福利費の一部を減額して支払う契約とした。
- ④ 提示を受けたが、内訳明示された法定福利費は支払わない契約とした。
- ⑤ 提示を受けたが、その会社と契約しなかった。
- ⑥ 提示を受けたことがない。

6. (5. において、②～⑤を選択した場合のみお答え下さい。) 見積額の一部を減額した、又は、契約締結しなかった理由は何ですか。(複数回答可)

- ① 作業員の中に社会保険に未加入の者がいるため。
- ② 発注者から法定福利費を受け取っていないため。
- ③ 当該工事における自社の利益を維持するため。
- ④ 過去の見積総額よりも高額だったため。
- ⑤ 他社と比較して高額だったため。
- ⑥ 見積書における各費目(法定福利費を含む)の積算根拠が不明確だったため。
- ⑦ その他(具体的に)

(以下の7. ～12. については、上記1. において、②又は③を選択した場合に、9月26日以降の状況に関して、下請企業の立場でお答え下さい。)

7. 注文者(元請企業又は上位下請企業をいう。以下同じ。)に対して提出するための、法定福利費が内訳明示された見積書式を作成していますか。

- ① 業界団体の標準見積書を活用して作成済み。

- ② 業界団体の標準見積書が周知され次第、それを活用して作成する予定。
- ③ 自社で独自に作成済み。
- ④ 自社で独自に作成中又は作成する予定。
- ⑤ 新たに業界団体に加入して、その団体の標準見積書を活用して作成する予定。
- ⑥ 作成する予定はない。

8. (7. において、⑥を選択した場合のみお答え下さい。) 法定福利費が内訳明示された見積書式を作成しない理由は何ですか。(複数回答可)

- ① 法定福利費を内訳明示して見積提出すると受注競争上不利になるため。
- ② 注文者が受け取らない、総価しか見ないなど、作成しても無駄だと考えるため。
- ③ 法定福利費の計算方法等が難しくよくわからないため。
- ④ 業界団体に入っておらず、自社で作成することが困難であるため。
- ⑤ その他(具体的に)

9. 注文者に対して法定福利費が内訳明示された見積書を提出していますか。

- ① 全ての工事で提出している。
- ② 一部の工事で提出している。
- ③ 提出していない(法定福利費が内訳明示された見積書式は作成済み)。
- ④ 提出していない(法定福利費が内訳明示された見積書式を未作成)。

10. (9. において、②又は③を選択した場合のみお答え下さい。) 法定福利費が内訳明示された見積書を注文者に提出しなかった理由は何ですか。(複数回答可)

- ① 受注競争上不利になると考えたため。
- ② 注文者との関係で提出できる雰囲気ではなかったため。
- ③ 注文者が提出を求めてこなかったため。
- ④ 国土交通省や農林水産省の直轄工事など、平成25年度公共工事設計労務単価が適用される工事ではなかったため。
- ⑤ 注文者が総価しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため。
- ⑥ その他(具体的に)

11. (9. において、①又は②を選択した場合のみお答え下さい。) 法定福利費が内訳明示された見積書を注文者に提出した結果はどうでしたか。(9月26日以降、複数回にわたり法定福利費が内訳明示された見積書を提出している場合には、それぞれの提出毎の結果について、あてはまるものを全て回答すること。)

- ① 内訳明示された法定福利費を含む見積額全額が支払われる契約となった。
- ② 見積総額は減額されたが、内訳明示された法定福利費は全額支払われる契約となった。
- ③ 内訳明示された法定福利費の一部が減額して支払われる契約となった。
- ④ 内訳明示された法定福利費が支払われない契約となった。
- ⑤ 受け取ってもらえなかった、又は、受け取ってもらったが無視された。
- ⑥ その他（具体的に ）

12.（11.において、②～④を選択した場合のみお答え下さい。）見積額の一部若しくは全部が減額された理由は何ですか。（複数回答可）

- ① 作業員の中に社会保険に未加入の者がいることが判明したため。
- ② 発注者から法定福利費を受け取っていないと言われたため。
- ③ 見積書における各費目（法定福利費を含む）の積算根拠が不明確だったため。
- ④ 過去の見積総額よりも高額だったため。
- ⑤ 他社と比較して高額だったため。
- ⑥ わからない。
- ⑦ その他（具体的に ）

13.（11.において、⑤を選択した場合のみお答え下さい。）見積書を受け取ってもらえなかった、又は、無視された理由は何ですか。（複数回答可）

- ① 作業員の中に社会保険に未加入の者がいることが判明したため。
- ② 発注者から法定福利費を受け取っていないと言われたため。
- ③ 見積書における各費目（法定福利費を含む）の積算根拠が不明確だったため。
- ④ 過去の見積総額よりも高額だったため。
- ⑤ 他社と比較して高額だったため。
- ⑥ 注文者が標準見積書の取組を知らなかった、または、理解していなかったため。
- ⑦ わからない。
- ⑧ その他（具体的に ）

14. その他自由記載

建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み

平成 24 年 5 月 31 日 策 定

平成 24 年 10 月 31 日 1 次改訂

平成 25 年 9 月 26 日 2 次改訂

国土交通省土地・建設産業局

建設業界における社会保険未加入対策の推進に際しては、建設業全体としての枠組みを整備し、行政機関や元請企業、下請企業、そして建設労働者等が一体となって取り組みを進めることが必要である。

このため、建設業と関係の深い行政機関において、社会保険加入の促進に向けた機運を醸成する中で、今後 5 年を目途に建設業許可業者の加入率 100%を目指すことを目標に以下の取組を着実に実施し、建設技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を実現する。

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

(1) 行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置

＜対応方針＞

社会保険未加入対策を行政、建設業者団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、社会保険未加入対策推進協議会（以下「協議会」という。）を全国及び地方ブロックに設置する。

これまでの取組

- ・ 全国規模での協議会を開催（第 1 回協議会：平成 24 年 5 月 29 日、第 2 回協議会：平成 24 年 10 月 31 日、第 3 回協議会：平成 25 年 9 月 26 日）。
- ・ 協議会構成団体のうち、主要な建設業者団体から構成されるワーキンググループを開催（平成 24 年 5 月 22 日、7 月 30 日、10 月 22 日、平成 25 年 4 月 18 日、8 月 2 日、9 月 20 日）。
- ・ 各地方ブロックにおいて、地方協議会を開催（北海道ブロック：平成 24 年 8 月 1 日、東北ブロック：同年 8 月 30 日、関東ブロック：同年 7 月 25 日、北陸ブロック：同年 7 月 20 日、中部ブロック：同年 8 月 6 日、近畿ブロック：同年 8 月 7 日、中国ブロック：同年 8 月 30 日、四国ブロック：同年 7 月 30 日、九州ブロック：同年 8 月 29 日、沖縄ブロック：同年 9 月 4 日）。

今後の対応予定

- ・ 平成 25 年 10 月から 11 月にかけて、第 2 回地方協議会を開催予定。
- ・ 平成 26 年度以降も、全国及び地方ブロックにおいて協議会を開催し、取組の着実なフォローアップを実施。

(2) 各建設業団体による社会保険加入促進計画の策定・推進

<対応方針>

協議会に参加する各建設業者団体において、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施するよう促す。

これまでの取組

- ・各建設業者団体における社会保険加入促進計画の円滑な策定に資するため、「社会保険加入促進計画の枠組（案）」を作成し、協議会に参加する建設業者団体に提示（平成24年4月25日）。
- ・各建設業者団体の作成した計画を取りまとめ、第2回全国協議会に報告。
- ・平成25年度は、計画を作成した各建設業者団体において自主的にフォローアップを実施し、第3回全国協議会に報告。

今後の対応予定

- ・平成26年度以降も全国協議会の場を活用して、各団体の社会保険加入促進計画のフォローアップを実施し、計画内容の充実・強化を図る。

(3) 行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

<対応方針>

行政、関係団体、元請企業、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から、多様な手段による周知・啓発を行い、保険加入に向けた機運を醸成する。

これまでの取組

- ・中央建設業審議会より「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」を、各省各庁の長、政令指定都市の長、公共法人等の長及び主要民間発注者の長に対して通知（平成24年3月14日）。
- ・上記提言を受け、国土交通省土地・建設産業局長通知「建設産業における社会保険加入の徹底について」を各省各庁の長、政令指定都市の長、公共法人等の長及び主要民間発注者の長に対して通知（平成24年3月26日）。
- ・建設業振興基金と連携し、同基金に相談窓口を設置し、併せて同基金及び全国社会保険労務士会連合会と協力して円滑な社会保険加入手続き等に向けた相談支援体制を構築（平成24年7月）。
- ・適用除外承認を得ずとも適法に建設国保に加入している者や、法人化に際して適用除外承認を得て建設国保に加入している法人等については、協会けんぽに入り直す必要はない旨を周知するため、「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」（事務連絡）を、地方整備局・都道府県・関係団体に周知（平成24年7月30日）。
- ・社会保険未加入対策の関連資料を随時国土交通省ホームページに掲載。
- ・国土交通省トップページに「建設業の保険未加入対策」のバナーを設けるとともに、関係資料を集めたページを作成（平成24年9月）。

資料 7

- ・ 社会保険加入促進のためのポスター及び発注者、元請企業、下請企業、建設企業で働く労働者向けのリーフレットの版下を作成し、関係団体等に広く配布（平成25年4月）。
- ・ 業界団体機関誌に向けた原稿作成・掲載を通じた広報の実施。
- ・ 社会保険未加入対策関係情報を随時伝えるため、協議会参加団体等に対してメールマガジンを配信。
- ・ 保険の種類ごとに適用関係を分かりやすく表示した「社会保険の適用関係について（参考資料）」を作成して、国土交通省ホームページに掲載。
- ・ 各地方ブロック（10カ所）において、社会保険未加入対策の推進等に関する説明会を開催（平成25年7月）
- ・ その他、各種講演会等の機会を通じて社会保険未加入対策について周知。

今後の対応予定

- ・ 保険未加入対策に関する具体的取組がまとまる都度、メディアに対して情報提供するとともに、国土交通省HPに掲載。協議会参加団体等に対しては、メールマガジンを適時配信。
- ・ 「平成25年度 社会保険等への更なる加入徹底方策に関する調査業務」により、社会保険の加入徹底に向けたリーフレットを改訂し関係者に配布。
- ・ 各団体におけるポスター、リーフレットの印刷・配布を推進する。

2. 建設業許可部局による社会保険未加入企業への対応

（1）建設業許可・更新時の加入状況の確認

＜対応方針＞

建設業担当部局は、建設業の許可・更新時に健康保険等の加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して、文書により加入を指導する。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報する。

これまでの取組

- ・ 各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、社会保険未加入対策の説明会を開催し、建設業許可・更新時の社会保険加入状況の確認について説明・意見交換（平成24年3月5日～22日）。
- ・ 建設業の許可・更新の申請時に保険加入状況を記載した書面の提出を求めるため、建設業法施行規則を改正（平成24年5月1日公布、同年11月1日より施行）。
- ・ 建設業法施行規則の改正を関係団体に周知するとともに、国土交通省HPに掲載（平成24年5月1日）。
- ・ 地方整備局及び都道府県の建設業担当部局担当者を対象として、「社会保険未加入対策に係る全国建設業担当者会議」を開催し、社会保険制度の概要や関連する制度改正等について説明、意見交換（平成24年6月27日）。
- ・ 平成24年11月1日より、許可申請・更新時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を実施。

今後の対応予定

- ・ 引き続き、許可申請・更新時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を実施。

(2) 経営事項審査の厳格化

<対応方針>

経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保険未加入の場合の減点幅を拡大する。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、社会保険未加入対策の説明会を開催し、経営事項審査の厳格化について説明・意見交換（平成24年3月5日～22日）。
- ・経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保険未加入の場合の減点幅を拡大するため、建設業法施行規則及び関係告示を改正（平成24年5月1日公布、同年7月1日より施行）。
- ・制度改正に伴うシステムの改修を実施。
- ・地方整備局及び都道府県の建設業担当部局担当者を対象として、「社会保険未加入対策に係る全国建設業担当者会議」を開催し、改正後の経営事項審査の取扱について説明、意見交換（平成24年6月27日）。
- ・平成24年11月1日より、経営事項審査時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する指導を実施。

今後の対応予定

- ・引き続き、経営事項審査時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を実施。

(3) 建設業担当部局による指導監督

<対応方針>

建設業担当部局において、営業所及び建設工事現場への立入検査等を行い、社会保険未加入企業に対し、文書により加入を指導する。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報する。

厚生労働省の社会保険担当部局に通報した社会保険未加入企業で、社会保険担当部局の指示に従わない悪質な社会保険未加入企業に対して、建設業法に基づき他の法令に違反した企業として、指導又は監督処分を行う。

建設業担当部局は、建設業の許可・更新申請書、施工体制台帳、経営事項審査申請書の社会保険に係る事項に虚偽の記載等があった場合、建設業法に基づく指導又は監督処分を行う。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、社会保険未加入対策の制度改正等に係る事前の説明会を実施（平成24年3月5日～22日）。
- ・地方整備局及び都道府県の建設業担当部局担当者を対象として、「社会保険未加入対策に係る全国建設業担当者会議」を開催し、社会保険制度の概要や関連する制度改正等について説明、意見交換（平成24年6月27日）。

- ・ 社会保険未加入企業に対する監督処分を可能とするため、監督処分基準を改正し（平成24年10月24日）、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続きこれらの保険に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合等について、監督処分を実施することを可能とした。
- ・ 平成24年11月1日より、営業所の立入検査等により社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して加入を指導。

今後の対応予定

- ・ 引き続き、営業所の立入検査等により社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して加入を指導。
- ・ 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続きこれらの保険に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合等について、改正後の基準により監督処分を実施する。
- ・ 平成25年度「建設業取引適正化推進月間」において、各許可行政庁ごとに又は各許可行政庁が連携して本月間内に立入検査等による指導を実施し、社会保険等の加入状況等も併せて確認（平成25年11月1日～30日）。

（４）社会保険担当部局（厚生労働省）との連携

<対応方針>

（１）及び（３）により指導してもなお社会保険未加入の企業について、保険担当部局に通報する。保険担当部局から加入勧奨や指導を行い、これに従わない場合には強制加入手続を行う場合がある。

これまでの取組

- ・ 社会保険未加入対策の具体化に関する検討会において、厚生労働省担当部局の参加を得て検討。
- ・ 協議会及び同ワーキンググループメンバーとして厚生労働省担当部局が参画。
- ・ 建設業担当部局から社会保険担当部局への通報スキームを構築。
- ・ 平成24年11月1日より、建設業担当部局からの通報を受け、保険担当部局において保険未加入事業所に対する指導を実施。
- ・ 保険担当部局は、指導に従わない悪質な保険未加入事業所に対し強制加入手続を行う場合がある。
- ・ 社会保険担当部局において、保険の加入義務があるのに加入していない事業所を把握するため、法務省から法人登記簿情報の提供を受けるなど未加入対策の強化を実施。

今後の対応予定

- ・ 引き続き、建設業担当部局からの通報や法人登記情報による確認等を踏まえ、保険担当部局において保険未加入事業所に対する指導を行う。
- ・ 保険担当部局は、指導に従わない悪質な保険未加入事業所に対し強制加入手続を

行う場合がある。

3. 建設企業の実組（元請企業による下請指導）

＜対応方針＞

保険加入の実組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業において、協力会等を通じた保険加入の勧奨や工事現場における周知・啓発、再下請負通知書・作業員名簿等を活用した確認・指導を行うよう促す。

これまでの実組

- ・各地方ブロックで建設業者団体等に対し、社会保険未加入対策の説明会を開催し、元請企業による下請指導について説明・意見交換（平成24年3月5日～22日）。
- ・施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加するため、建設業法施行規則を改正（平成24年5月1日公布、11月1日より施行）。
- ・作業員名簿に被保険者番号記入欄を追加するため、事業者団体等に関係様式の改正を依頼（平成24年3月）。
- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を策定（平成24年7月4月、同年11月1日より施行）。
- ・地方整備局及び都道府県の建設業担当部局担当者を対象として、「社会保険未加入対策に係る全国建設業担当者会議」を開催し、下請指導ガイドライン案について説明、意見交換（平成24年6月27日）。
- ・各地方ブロックで建設業団体との意見交換会や立入検査等の際に下請指導ガイドラインを配付・説明（平成24年7月以降）。
- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知に向け、建設業者団体と連携してセミナー等を開催（平成24年9月27日）。
- ・建設業担当部局の行う立入検査等において指導状況等を確認。

今後の対応予定

- ・引き続き、建設業担当部局の行う立入検査等において指導状況等を確認。
- ・直轄工事において未加入企業の排除に向けた実組を進めるとともに、他の発注者にも同様の実組を要請。

4. 法定福利費の確保

（1）直轄工事における対応、発注者への要請・周知、元請企業への要請

＜対応方針＞

法定福利費は、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを踏まえ、民間発注者に要請・周知するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう元請団体・元請企業に要請するなど、民間発注者、元請企業、下請企業等の関係者において、それぞれの立場からの法定福利費の確保に向けた実組を推進する。

これまでの取組

- ・国土交通省直轄土木工事において、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施（平成24年4月1日より実施）。
- ・平成25年度公共工事設計労務単価において、建設作業を担う技能労働者全員が社会保険等に参加するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）を反映（平成25年4月1日より実施）。
- ・民間発注者団体に対し、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年7月23日国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）、「適正な価格による工事発注について」（平成25年3月29日国土交通省土地・建設産業局長通知）、「技能労働者の確保に向けた標準見積書の活用等による法定福利費の確保を通じた社会保険等未加入対策の徹底等について」（平成25年6月7日国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を発出し、
 - ①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行うこと
 - ②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、見積・入札・契約の際に配慮頂くこと
 - ③質の高い建設工事を円滑に施工する観点から、あらかじめ受注者と十分に協議を行って、施工に必要な適正な工期を設定すること
 等を要請。
- ・「建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」において、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある旨等を明記（平成24年7月31日）。
- ・総合工事業団体に対し、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年9月13日国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日国土交通省土地・建設産業局長通知）を発出し、
 - ①適正な法定福利費の確保
 - ②適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施
 - ③法定福利費が内訳明示された見積書の尊重
 - ④下請企業への社会保険加入の指導の徹底
 等の取組が着実に行われるよう、傘下の会員企業への周知徹底を要請するとともに、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を発出し、
 - ①発注者に対して法定福利費を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を要請すること
 - ②下請企業に対して法定福利費が内訳明示された見積書の提出を促すとともに、提出した下請企業を尊重すること
 - ③協力企業等の関係者への周知啓発を行うこと
 等について要請。

今後の対応予定

- ・ 主要民間発注者、公共発注者（自治体）、総合工事業団体等に対し、第3回協議会における申し合わせを踏まえ、必要な法定福利費を適正に考慮するよう働きかけを実施。
- ・ 公共建築工事見積標準書式に法定福利費の項目を追加し、10月以降の官庁営繕工事において試行した上で、平成26年度より本格的に運用を開始。
- ・ 官庁営繕工事において、複合単価、市場単価をそれぞれ補正し、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）を反映（平成25年10月公告分の工事から適用）。
- ・ 法定福利費の流れの透明化に向け、直轄工事に係る法定福利費の平均的割合や概算額の公表を進める。

（２）業界における見積時の法定福利費の明示**<対応方針>**

専門工事業団体において、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書を作成し、建設企業における活用を推進する。

これまでの取組

- ・ 法定福利費に係るこれまでの経緯と現状について関係団体と意見交換を実施。
- ・ 専門工事業団体に対して、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書の作成を依頼（第1回協議会において実施）。
- ・ 専門工事業団体に対して、「各専門工事業団体における標準見積書の作成について」（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を発出し、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及びその作成手順書の検討・作成を要請（平成24年6月13日）。
- ・ 総合工事業団体に対し、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を発出し、法定福利費が内訳明示された標準見積書の尊重を要請（平成24年9月13日）。
- ・ 各建設業者団体の作成した標準見積書案を取りまとめ、第2回全国協議会に報告（平成24年10月31日）。
- ・ 関係団体と意見交換を実施し、標準見積書の活用促進に向けた現状と課題を把握。（平成25年3月）
- ・ 第5回協議会WGにおいて、標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉活用開始等について申し合わせ（平成25年4月18日）。
- ・ 上記の申し合わせの内容について、各建設業団体に対し「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日国土交通省建設市場整備課長通知）を発出し、周知。
- ・ 各建設業団体を対象に標準見積書のブラッシュアップに関する説明会を開催（平成25年5月16日）。
- ・ 各地方ブロック（10カ所）において、社会保険未加入対策の推進等に関する説明会を開催（平成25年7月）

- ・標準見積書の作成対象となっている全57団体に対して個別ヒアリングを実施し、各団体毎に必要な助言を行うとともに、標準見積書活用の取組の必要性・重要性について説明（平成25年7月～9月）。
- ・第6回（平成25年8月2日）・第7回協議会WG（同9月20日）を開催し、関係者間で状況を共有。
- ・第3回協議会において、標準見積書の一斉活用開始等について申し合わせ（平成25年9月26日）

今後の対応予定

- ・第3回協議会における申し合わせを踏まえ、平成25年9月26日以降、標準見積書の一斉活用を開始。
- ・各建設業者に対してアンケートを実施し、標準見積書の活用状況等を適確に把握（平成25年11月末〆切）
- ・活用開始後に各団体の相談窓口等を通じて収集した課題やアンケートによる標準見積書の活用状況の把握等を踏まえ、協議会WGにおいて意見交換を行うとともに、更なる標準見積書の活用方策について検討を行う。

（3）ダンピング対策

＜対応方針＞

低入札価格調査制度の活用や、価格による失格基準の積極的な導入・活用によりダンピング受注の排除を図る。

これまでの取組

- ・低入札価格調査基準価格の見直し（平成23年4月、平成25年5月）。
- ・「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を改正（平成23年8月）。
- ・地方公共団体に対し「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく要請（平成23年8月）。
- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、調査を実施。
- ・ブロック監理課長等会議等を活用して、周知・要請。

今後の対応予定

- ・中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会を通じて、今後の公共工事の入札契約制度のあり方について検討。
- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査。
- ・ブロック監理課長等会議等を活用して、周知・要請。

(4) 重層下請構造の是正

<対応方針>

建設企業及び建設業団体において、重層下請構造の是正に向け下請契約の必要性・適法性のチェックや施工力のある下請企業の選定、工事の平準化等の取組など自主的取組を実施するよう促すとともに、行政において、一括下請負の禁止、主任技術者の配置、請負・雇用に関するルールを徹底する。

これまでの取組

- ・許可申請書等の記載内容や通報等に基づく立入検査等により、一括下請負の禁止や主任技術者の適正な配置等を実施。
- ・「平成24年度 重層下請け構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」により、重層下請構造下における一人親方の就労環境について調査・検討。
- ・一人親方の社会保険加入や労働者性の判断基準に関するパンフレットを作成し、関係者に配布、周知。

今後の対応予定

- ・引き続き、一人親方の社会保険加入や労働者性の判断基準に関するパンフレットを関係者に配布、周知。
- ・特定建設業者による下請指導状況について指導を実施。

5. その他

(1) 就労履歴管理システムの普及・活用

<対応方針>

工事就労履歴や保険加入状況を迅速に把握する就労履歴管理システムの実現に向け、関係者が協力して検討を行い、具体化を推進する。

これまでの取組

- ・国土交通省「集合住宅等のRFID活用建設共通パス研究開発事業」においてシステムを検討（平成19年度）。
- ・国土交通省「建設技能者確保・育成モデル構築支援事業」における実証実験（平成20年度）。
- ・総務省「ユビキタス特区事業」において実証実験を実施（平成21年度）。
- ・総務省「被災地域情報化推進事業」において被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業が交付決定（平成24年4月）され、福島県福島市においてシステムの稼働開始（同年10月）。
- ・国土交通省建設産業戦略会議取りまとめの「建設産業の再生と発展のための方策2012」（以下「方策2012」という。）において、IT技術により技能労働者が保有する施工力に係る資格や工事経験、社会保険等への加入状況等の情報を蓄積・活用する仕組みについて検討し、その実現を図ることが必要である旨を提言（平成24年7月）。
- ・方策2012の提言の具体化に向けて、有識者、関係団体、地方公共団体による「担い手確保・育成検討会」を設置（平成24年9月24日）。

- ・「担い手確保・育成検討会」の下に設置した「技能労働者の技能の「見える化」ワーキングチーム」において、基本的な枠組みを整理し、中間とりまとめとして同検討会に報告（平成25年3月25日）。

今後の対応予定

- ・技能労働者の技能の「見える化」ワーキングチームにおいて議論を進め、今年度末をメドにシステム運用構想をとりまとめる。

（２）社会保険適用促進に向けた研究

＜対応方針＞

社会保険の適用を促進するため、法定福利費の取扱い、建設業団体による保険加入確認の枠組み、重層下請や一人親方の就労状況の実態把握等について、調査・検討を実施する。

これまでの取組

- ・「平成24年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」及び「平成24年度 重層下請構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」について企画競争を実施。
- ・「平成24年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」により、関係有識者、総合工事業団体、専門工事業団体及び社会保険労務士会から構成される「社会保険等の加入促進方策検討委員会」を設置（平成24年8月31日）し、優良事業者認証の仕組み、社会保険加入手続き円滑化方策及び社会保険の加入徹底に向けたリーフレット・ポスター案やその周知方策の検討を開始。
- ・「平成24年度 重層下請け構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」により、重層下請構造下における一人親方の就労環境について調査・検討を開始。

今後の対応予定

- ・「平成25年度 必要な法定福利費の確保による社会保険等の加入徹底方策に関する調査業務」において、標準見積書を活用した必要な法定福利費の確保に関する調査・検討を推進。
- ・「平成25年度 社会保険等への更なる加入徹底方策に関する調査業務」において、優良事業者認証制度や民間工事を含めた社会保険等への加入状況の把握に関する調査・検討を推進。

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による 社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- ・ まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組みます。

- ・ 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・ 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・ 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

三. 加入促進計画の着実な実行

- ・ 推進協議会に加入する私たちは、協議会に提出した各団体の加入促進計画について、今回のフォローアップ結果を踏まえつつ、着実に実行するとともに、適時必要な見直しを行います。
- ・ その際には、他の優れた取組も参考にするとともに、取組の輪を団体から会員団体や会員企業、関係する会社に広げ、さらにそのトップから担当者まで理解を深めていきます。

平成25年9月26日

社会保険未加入対策推進協議会